第４回千葉海区漁業調整委員会 会議次第

期日：令和７年７月１８日(金)
午後１時３０分から
場所：水産会館６階会議室

１　開　　会

２　あいさつ

３　議事録署名人の選出

４　議　　題

（１）千葉海区における漁業の免許について（諮問）
（２）火光利用さば漁業の制限措置、許可又は起業の認可を申請すべき期間及び許可の有効期間について（諮問）
（３）火光利用さば漁業の許可方針について（協議）
（４）敷網漁業（あじ・さば棒受網漁業）の制限措置、許可又は起業の認可を申請すべき期間及び許可の有効期間について（諮問）
（５）敷網漁業（あじ・さば棒受網漁業）の許可方針について（協議）
（６）うなぎ稚魚漁業の制限措置、許可を申請すべき期間及び許可の有効期間について（諮問）
（７）うなぎ稚魚漁業の許可方針について（協議）
（８）第２種共同漁業（小型定置漁業）の漁具設置に係る協議について
（９）その他

５　そ の 他

６　事務局連絡事項

７　閉　　会

第１号議案

千葉海区における漁業の免許について（諮問）

このことについて、令和７年７月１１日付け水産第５０４号で知事から別添のとおり諮問がありましたので審議されたい。

令和７年７月１８日

会　長　石井　春人

水産第５０４号

千葉海区漁業調整委員会　様

千葉海区における漁業の免許について（諮問）

令和７年４月１８日付け千葉県告示第２９１号で公示した変更後の千葉海区漁場計画について、別添のとおり免許申請がありましたので、これら申請者に免許することについて漁業法第７０条の規定により諮問します。

令和７年７月１１日

千葉県知事　熊　谷　俊　人

（公印省略）

（別添）

・漁業免許申請者　一覧表

・漁業免許申請　審査一覧表

・共同漁業免許申請書（短共第１号）

・区画漁業免許申請書（短区第１号）

※免許申請書は添付書類を省略

漁業免許申請者　一覧表

1　共同漁業権（令和7年9月1日免許予定）

公示番号	漁業の種類 （第〇種共同漁業）	免許申請者	住所
短共第1号	1,2	市川市漁業協同組合	千葉県市川市塩浜一丁目17番3号
短共第2号	1,2	船橋市漁業協同組合	千葉県船橋市湊町一丁目24番6号
短共第3号	1,2	船橋市漁業協同組合	千葉県船橋市湊町一丁目24番6号

2　区画漁業権（令和7年8月20日免許予定）

公示番号	漁業の種類 （第〇種区画漁業）	免許申請者	住所
短区第1号	1	市川市漁業協同組合	千葉県市川市塩浜一丁目17番3号
短区第2号	1	市川市漁業協同組合	千葉県市川市塩浜一丁目17番3号
短区第3号	1	市川市漁業協同組合	千葉県市川市塩浜一丁目17番3号
短区第4号	1	市川市漁業協同組合	千葉県市川市塩浜一丁目17番3号
短区第5号	1	市川市漁業協同組合	千葉県市川市塩浜一丁目17番3号
短区第6号	1	市川市漁業協同組合	千葉県市川市塩浜一丁目17番3号
短区第7号	1	船橋市漁業協同組合	千葉県船橋市湊町一丁目24番6号
短区第8号	1	船橋市漁業協同組合	千葉県船橋市湊町一丁目24番6号
短区第9号	1	市川市漁業協同組合	千葉県市川市塩浜一丁目17番3号

漁業免許申請　審査一覧表

1　共同漁業権

公示番号	漁業の種類（第〇種共同漁業）	申請のタイプ	申請者（漁協名）	漁業免許申請書	定款及び登記事項証明書	事業計画書	適格性に関する書類	漁業権の取得を決議した総会の議事録の抄本	代表者選定届	共同申請理由書、共同経営に関する契約書等	組合員名簿等	水産業協同組合法第17条第1項の要件を満たす証明書及び同条第2項の同意書	免許をしない場合（漁業法第71条第1項）						
													適格性の有無（第1号）				漁場計画と同一（第2号）	不当な集中のおそれ（第3号）	所有者等の同意（第4号）
													適格性（漁業法第72条第1項）	適格性（漁業法第72条第2項第2号）	関係地区内に住所を有し1年に90日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯の数	左記のうち、申請者の組合員である者の属する世帯の数			
短共第1号	1,2	団体（類似）	市川市	○	○	○	○	○	―		○			有	57	57	同一	無	該当無
短共第2号	1,2	団体（類似）	船橋市	○	○	○	○	○	―		○			有	58	58	同一	無	該当無
短共第3号	1,2	団体（類似）	船橋市	○	略	○	○	略	―		略			有	58	58	同一	無	該当無

※1　団体：団体漁業権
※2　類似：類似漁業権
※3　略：共通する書類のため添付が省略されているもの

漁業法
（免許をしない場合）
第七十一条　次の各号のいずれかに該当する場合は、都道府県知事は、漁業の免許をしてはならない。
一　申請者が次条に規定する適格性を有する者でないとき。
二　海区漁場計画又は内水面漁場計画の内容と異なる申請があつたとき。
三　その申請に係る漁業と同種の漁業を内容とする漁業権の不当な集中に至るおそれがあるとき。
四　免許を受けようとする漁場の敷地が他人の所有に属する場合又は水面が他人の占有に係る場合において、その所有者又は占有者の同意がないとき。

２　区画漁業権

公示番号	漁業の種類（第〇種区画漁業）	申請のタイプ	申請者（漁協名）	漁業免許申請書	定款及び登記事項証明書	事業計画書	適格性に関する書類	漁業権の取得を決議した総会の議事録の抄本	代表者選定届	共同申請理由書、共同経営に関する契約書等	組合員名簿等	水産業協同組合法第17条第1項の要件を満たす証明書及び同条第2項の同意書	免許をしない場合（漁業法第71条第1項）						
													適格性の有無（第1号）				漁場計画と同一（第2号）	不当な集中のおそれ（第3号）	所有者等の同意（第4号）
													適格性（漁業法第72条第1項）	適格性（漁業法第72条第2項第1号）	関係地区内に住所を有し当該漁業を営む者の属する世帯の数	左記のうち、申請者の組合員である者の属する世帯の数			
短区第1号	1	団体（類似）	市川市	〇	略	〇	〇	略	―		略			有	4	4	同一	無	該当無
短区第2号	1	団体（類似）	市川市	〇	略	〇	〇	略	―		略			有	4	4	同一	無	該当無
短区第3号	1	団体（類似）	市川市	〇	略	〇	〇	略	―		略			有	4	4	同一	無	該当無
短区第4号	1	団体（類似）	市川市	〇	略	〇	〇	略	―		略			有	4	4	同一	無	該当無
短区第5号	1	団体（類似）	市川市	〇	略	〇	〇	略	―		略			有	4	4	同一	無	該当無
短区第6号	1	団体（類似）	市川市	〇	略	〇	〇	略	―		略			有	4	4	同一	無	該当無
短区第7号	1	団体（類似）	船橋市	〇	略	〇	〇	略	―		略			有	7	7	同一	無	該当無
短区第8号	1	団体（類似）	船橋市	〇	略	〇	〇	略	―		略			有	7	7	同一	無	該当無
短区第9号	1	団体（類似）	市川市	〇	略	〇	〇	略	―		略			有	4	4	同一	無	該当無

※1　団体：団体漁業権
※2　類似：類似漁業権
※3　略：共通する書類のため添付が省略されているもの

漁業法
（免許をしない場合）
第七十一条　次の各号のいずれかに該当する場合は、都道府県知事は、漁業の免許をしてはならない。
一　申請者が次条に規定する適格性を有する者でないとき。
二　海区漁場計画又は内水面漁場計画の内容と異なる申請があつたとき。
三　その申請に係る漁業と同種の漁業を内容とする漁業権の不当な集中に至るおそれがあるとき。
四　免許を受けようとする漁場の敷地が他人の所有に属する場合又は水面が他人の占有に係る場合において、その所有者又は占有者の同意がないとき。

第Ｉ－１号様式（団体漁業権の場合）

共同漁業免許申請書

令和７年７月２日

千葉県知事　熊　谷　俊　人　　様

住所　千葉県市川市塩浜一丁目１７番３号
氏名　市川市漁業協同組合
代表理事組合長　　秋本　　久

下記によりの漁業の免許を受けたいので、漁業法施行規則第２５条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

１　申請に係る漁業権の内容

令和７年４月１８日千葉県告示第２９１号によって公示された海区~~（内水面）~~漁場計画の公示番号~~（内）~~短共~~（区）~~第１号の欄に記載のとおり

２　添付書類

（１）定款及び登記事項証明書

（２）事業計画書　漁業法第７４条第２項の規定のよる漁業生産力の発展に関する計画のとおり

（３）適格性に関する書類

法第７２条第２項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面

（４）漁業権の得喪又は変更を決議した総会（総会の部会及び総代会を含む。）の議事録の謄本

~~（５）共同申請する場合には、代表者選定届~~

（６）組合員名簿

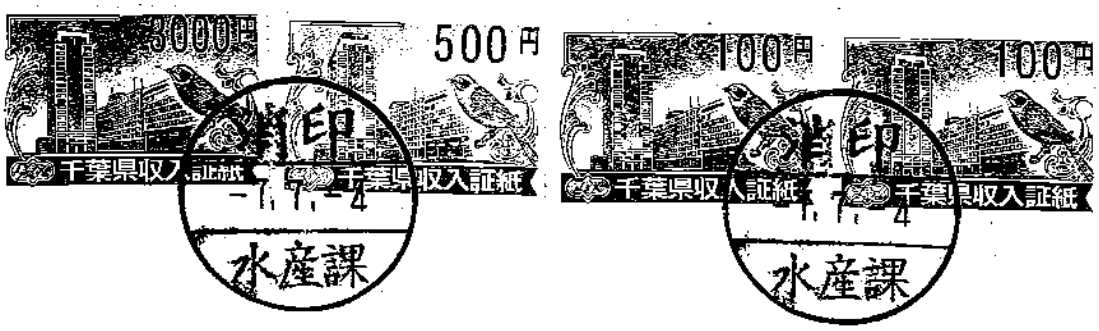

第Ｉ－１号様式（団体漁業権の場合）

区画漁業免許申請書

令和７年７月２日

千葉県知事　熊　谷　俊　人　　様

住所　千葉県市川市塩浜一丁目１７番３号
氏名　市川市漁業協同組合
代表理事組合長　　秋本　　久

下記によりの漁業の免許を受けたいので、漁業法施行規則第２５条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

１　申請に係る漁業権の内容

令和７年４月１８日千葉県告示第２９１号によって公示された海区~~（内水面）~~漁場計画の公示番号~~（内）共（~~短区~~）~~第１号の欄に記載のとおり

２　添付書類

（１）定款及び登記事項証明書　短共第１号に係る漁業免許申請書に添付したので省略する

（２）事業計画書　漁業法第７４条第２項の規定のよる漁業生産力の発展に関する計画のとおり

（３）適格性に関する書類

法第７２条第２項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面

（４）漁業権の得喪又は変更を決議した総会（総会の部会及び総代会を含む。）の議事録の謄本　短共第１号に係る漁業免許申請書に添付したので省略する

~~（５）共同申請する場合には、代表者選定届~~

（６）組合員名簿　短共第１号に係る漁業免許申請書に添付したので省略する

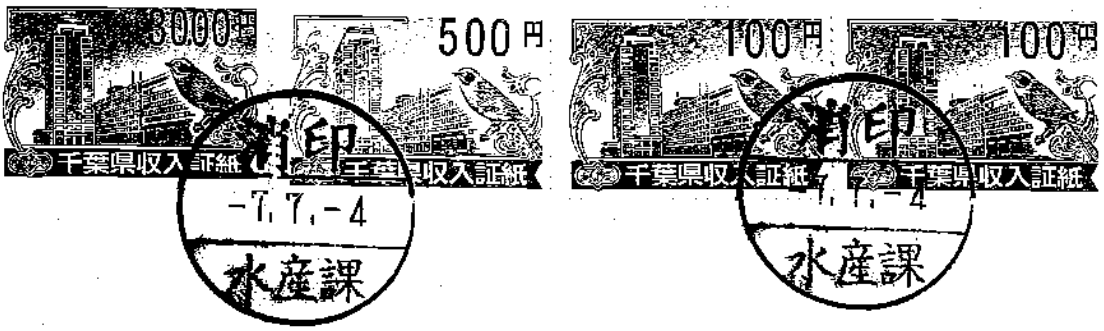

漁業権漁場概略図（東京湾北部地区）

（１）共同漁業権：あさり漁業等

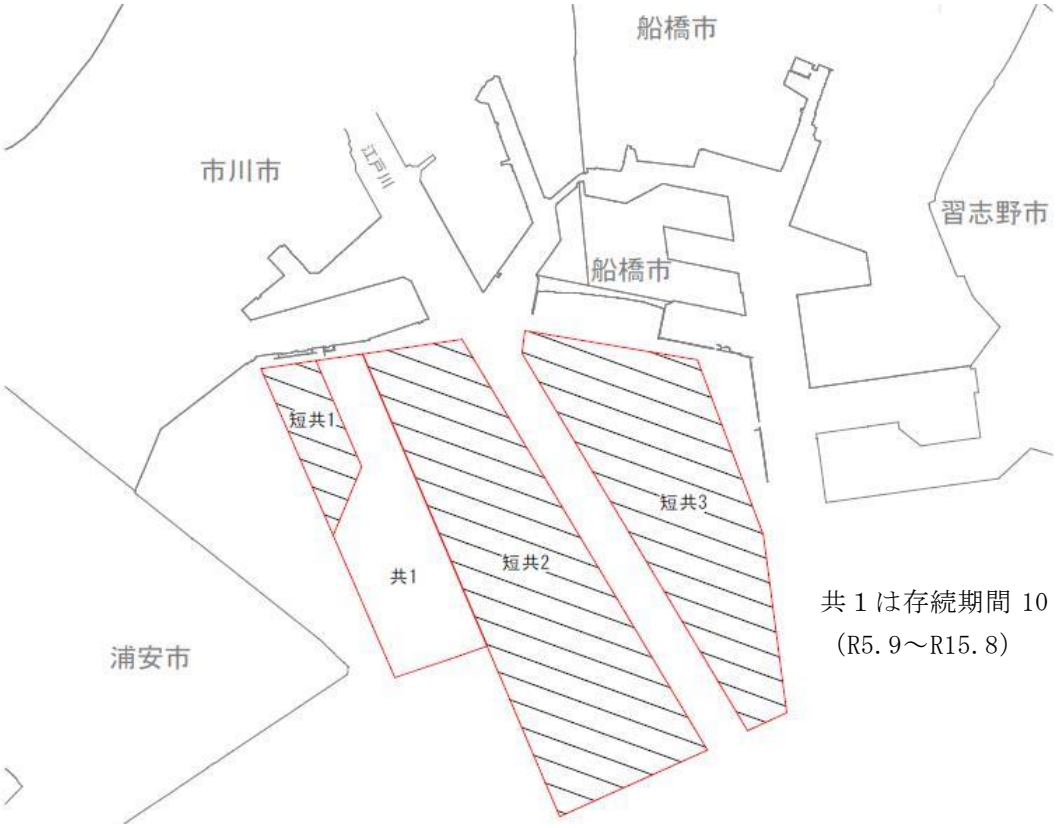

共１は存続期間 10 年の通常免許
（R5.9～R15.8）

（２）区画漁業権：のり養殖業

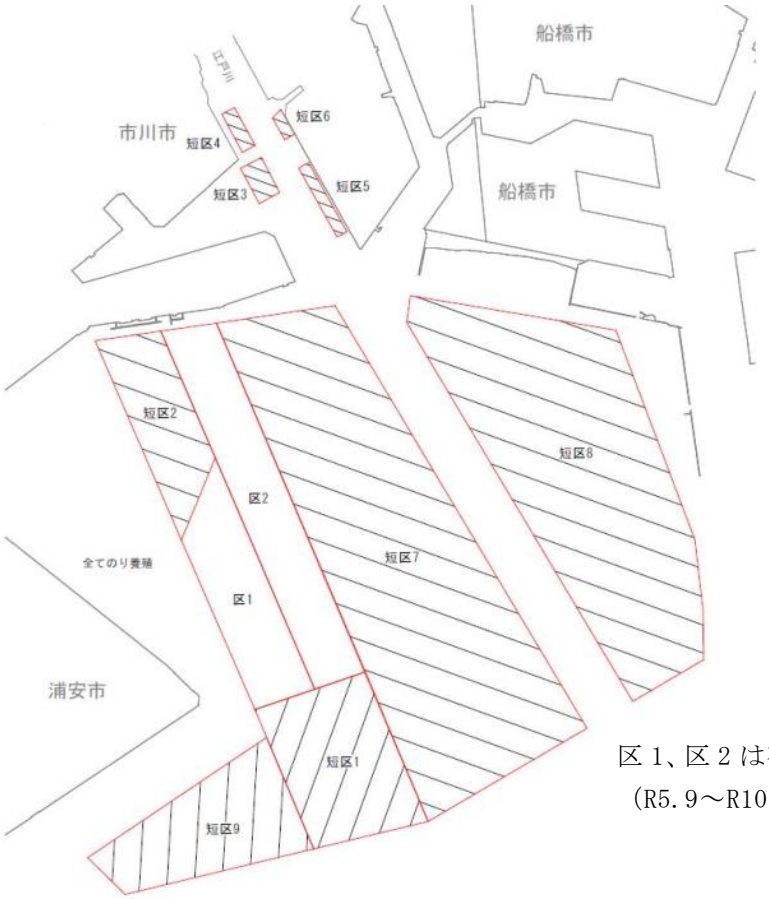

区１、区２は存続期間５年の通常免許
（R5.9～R10.8）

R7短期漁業権切替えスケジュール

R7.7.18現在

時期	県	海区漁業調整委員会
令和6年 11月	実態調査・要望調査 ・海区漁場計画の変更の素案の作成 ・関係機関との事前協議	
12月	12／9～1／7 計画の変更の素案の意見聴取	
令和7年 1月	海区漁場計画の変更案の作成	1／20海区漁場計画の変更（諮問）
2月		
3月		3／10公聴会・海区漁場計画の変更（答申）
4月	4／18海区漁場計画の変更の公示 （県報登載）	
5月		
6月	6／2～7／4：免許申請 行使規則認可申請ほか	
7月		7／18漁業の免許について （諮問・答申）
8月	8／20短期漁業権（区画）の免許	
9月	9／1短期漁業権（共同）の免許	

第２号議案

火光利用さば漁業の制限措置、許可又は起業の認可を

申請すべき期間及び許可の有効期間について（諮問）

このことについて、令和７年７月８日付け水産第４７９号で知事から別添のとおり諮問がありましたので審議されたい。

令和７年７月１８日

会 長　石井　春人

水産第４７９号

千葉海区漁業調整委員会　様

火光利用さば漁業の制限措置、許可又は起業の認可を申請すべき期間及び
許可の有効期間について（諮問）

令和７年１０月３１日をもって許可の有効期間が満了する火光利用さば漁業につき、制限措置、許可又は起業の認可を申請すべき期間及び許可の有効期間を下記のとおり定めたいので、漁業法（昭和２４年法律第２６７号）第５８条において読み替えて準用する同法第４２条第３項及び第４６条第２項の規定により諮問します。

令和７年７月８日

千葉県知事　熊　谷　俊　人
（公印省略）

記

１　制限措置
別紙のとおり

２　許可又は起業の認可を申請すべき期間
令和７年９月８日から１０月７日まで

３　許可の有効期間
許可の日から令和１０年１０月３１日まで

(別紙)

火光利用さば漁業の制限措置の内容

（１）漁業種類　火光利用さば漁業

（２）許可又は起業の認可をすべき船舶等の数　下表のとおり

（３）船舶の総トン数　総トン数５トン以上１００トン以下（船舶のトン数の測度に関する法律（昭和５５年法律第４０号）附則第３条第１項本文に規定する現存船で同項ただし書の規定の適用を受けないもの（以下「旧トン数適用漁船」という。）にあっては、総トン数５トン以上７０トン以下)。ただし、平成３年度及び平成４年度に実施したこの漁業に係る資源管理型漁業構造再編緊急対策事業に残存者として参加した漁業者の申請に係る船舶で知事が特に必要と認めたものについては、総トン数５トン以上１５０トン以下（旧トン数適用漁船にあっては、総トン数５トン以上１００トン以下）とする。

（４）推進機関の馬力数　定めなし

（５）操業区域　館山市洲埼灯台中心点から富津市明鐘岬突端を経て神奈川県横須賀市観音埼灯台中心点を結んだ線から銚子市地先に至る間の千葉県海面

（６）漁業時期　周年

（７）漁業を営む者の資格　下表のとおり

漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数
千葉県内に住所を有し、かつ、船舶根拠地（漁船法施行規則（昭和２５年農林省令第９５号）第１条第９項に規定する主たる根拠地をいう。以下同じ。）が千葉県の区域にある者	３０隻
神奈川県内に住所を有し、かつ、船舶根拠地が神奈川県の区域にある者	１隻
静岡県内に住所を有し、かつ、船舶根拠地が静岡県の区域にある者	４隻

第３号議案

火光利用さば漁業の許可方針について（協議）

このことについて、令和７年７月８日付け水産第４７９号で知事から別添のとおり協議がありましたので審議されたい。

令和７年７月１８日

会　長　石井　春人

水産第４７９号
令和７年７月８日

千葉海区漁業調整委員会　会長　石井　春人　様

千葉県知事　熊　谷　俊　人
（公印省略）

火光利用さば漁業の許可方針について（協議）

令和７年１１月１日以降の本漁業の許可又は起業の認可については、別添方針（案）により取り扱いたいので協議します。

〔添付資料〕
・火光利用さば漁業の許可方針（案）
・新旧対照表

火光利用さば漁業の許可方針（案）

令和２年 11 月 30 日制定

（趣旨）

第１　千葉県海面における火光利用さば漁業（千葉県漁業調整規則（令和２年千葉県規則第 61 号。以下「規則」という。）第４条第１項第４号に掲げる火光利用さば漁業をいう。）の許可及び起業の認可（以下「許可等」という。）に関する取扱いについては、規則に定めるもののほか、この方針の定めるところによる。

（定義）

第２　この方針において、「旧トン数適用漁船」とは、（船舶のトン数の測度に関する法律（昭和 55 年法律第 40 号）附則第３条第１項本文に規定する現存船で同項ただし書の規定の適用を受けないものをいい、「新トン数適用漁船」とは、旧トン数適用漁船以外の漁船をいう。

（許可等をすべき船舶等の数の考え方）

第３　許可の一斉更新においては、次の（１）の隻数から（２）の隻数を差し引いた隻数に（３）の隻数を加えた隻数を操業区域ごとに定める。

（１）一斉更新を迎える許可等の隻数

（２）廃業見込の隻数（承継する場合を除く。）

（３）新規希望の隻数（一都三県連合海区漁業調整委員会での調整結果を踏まえ、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないと認められる範囲内の隻数に限る。）

２　許可の有効期間の途中において、新規希望があった場合は、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないと認められる範囲内の隻数について、新たな許可等をするための追加的な公示をするものとする。

３　前２項の規定に関わらず、許可等をすべき船舶等の数については、76 隻を上限とする。ただし、このうち、新トン数適用漁船の場合は総トン数 25 トン以上、旧トン数適用漁船の場合は総トン数 20 トン以上の許可等をすべき船舶等の数については、16 隻を上限とする。

（新規の許可等に係る制限措置）

第４　規則第 11 条第１項に規定する制限措置は次の各号の内容を定めるものとする。

（１）漁業種類　火光利用さば漁業

（２）許可又は起業の認可をすべき船舶等の数　第３の考え方に基づき都度定める。

（３）船舶の総トン数　総トン数５トン以上 100 トン以下（旧トン数適用漁船にあっては、総トン数５トン以上 70 トン以下）。ただし、平成３年度及び平成４年度に実施したこの漁業に係る資源管理型漁業構造再編緊急対策事業に残存者として参加した漁業者の申請に係る船舶で知事が特に必要と認めたものについては、総トン数５トン以上 150 トン以下（旧トン数適用漁船にあっては、総トン数５トン以上 100 トン以下）とする。

（４）推進機関の馬力数　定めなし

（５）操業区域　館山市洲埼灯台中心点から富津市明鐘岬突端を経て神奈川県横須賀市観音埼灯台中心点を結んだ線から銚子市地先に至る間の千葉県海面

（６）漁業時期　周年

（７）漁業を営む者の資格　千葉県内、岩手県内、東京都内、神奈川県内又は静岡県内に住所を有し、かつ、船舶根拠地（漁船法施行規則（昭和 25 年農林省令第 95 号）第１条第９項に規定する主たる根拠地をいう。）が同都県の区域にある者

（許可等の申請期間）

第５　規則第 11 条第１項の規定による許可等を申請すべき期間は同条第２項の規定を踏まえ、都度定める。

（許可等の条件）

第６　当該漁業の許可等に当たっては、規則第 13 条第１項の規定により、次の条件を付けるものとする。

（1）たもすくいに使用するたも網の直径は 70 センチメートル以下とし、たも網の操作に動力を使用してはならない。
（2）定置漁具の周囲 2,000 メートル以内において操業してはならない。
（3）寄船の場合の間隔は、自己船(寄せようとする船)の長さの３倍以上とする。
（4）水中集魚灯を使用してはならない。

(新規の許可等に係る許可の基準)
第７　第４に定めて公示した船舶等の数を超える申請があった場合には、規則第 11 条第５項の規定により、次の各号の優先順位に従って許可等をする者を定めるものとする。
　なお、同順位内においては申請者が営む沿岸漁業の操業状況や各申請者が当該漁業に依存する程度を勘案して優先順位を決めるものとする。
（1）当該漁業の許可等を受けた者が、その許可の有効期間の満了日の到来のため、改めて申請した場合
（2）当該漁業の許可等を受けた者から、この許可等を承継（共同経営化、法人化又は漁業従事者が自立する場合を含む。）しようとする場合
（3）次のいずれかの場合
　ア　水産資源の保護培養若しくは漁業調整のため又は沿岸漁業の経営の改善に資するため当該漁業への転換を図る場合
　イ　当該漁業の従事者が当該漁業の漁業者としてその自立を図る場合（前号の承継する場合を除く。）
（4）（1）～（3）以外の場合であって、１年に 90 日以上沿岸漁業を営む者が申請した場合
（5）（1）～（4）以外の場合

(許可等についての適格性に係る船舶等の基準)
第８　規則第 10 条第１項第５号に規定する船舶等の基準については次のとおりとする。
　　定めなし

(許可の有効期間)
第９　当該漁業の許可の有効期間は、３年とする。ただし、規則第７条（起業の認可に基づく許可）の規定によって許可をした場合及び第３の２の規定により追加的な公示をして許可をした場合は、当該漁業の許可の有効期間が同一の期日に満了するよう定めるものとする。
　また、規則第 14 条（代船許可又は承継許可）の規定によって許可をした場合は、規則第 15 条第１項ただし書の規定により、従前の許可の残存期間とする。

(変更の許可)
第 10　規則第 16 条の規定による変更の許可については、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないと認められるときに限り許可するものとする。

(承継の許可)
第 11　当該漁業は規則第 14 条第１項第３号に規定する承継許可の対象とする。

(許可等の申請)
第 12　当該漁業の許可等を受けようとする者は、規則第８条第１項の規定による申請書のほか、同条第２項の規定による「許可又は起業の認可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類」を知事に提出しなければならない。
　なお、「許可又は起業の認可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類」は、おおむね次に掲げる書類とする。
（1）申請理由書
（2）年間操業計画書
（3）法人の場合は、定款及び登記簿謄本
（4）共同経営の場合は、代表者選定届、権利義務明細書及び印鑑証明書
（5）用船の場合は、用船契約書又は船舶使用承諾書及び印鑑証明書
（6）代船及び承継の場合は、旧許可証又はその写し、廃業届及び印鑑証明書

（７）起業認可申請の場合は、船舶件名書
（８）適格性に関する申立書（申請者が適格性を有することを組合が確認し、（９）の副申書においてその旨を記載した場合は省略できる。）
（９）漁業協同組合の組合員にあっては、所属漁業協同組合代表理事組合長の副申書
(10) 許可証又はその写し
(11) 県外に住所を有する者の場合は、漁船原簿謄本
(12) 東日本さば釣漁業協会会長の副申書

（資源管理の状況等の報告）
第 13　当該漁業の許可を受けた者は、規則第 21 条の規定により、毎年、漁業時期終了後２ヶ月以内（８月 31 日まで）に別記第１号様式により知事に報告しなければならない。

（標識の表示）
第 14　この漁業の許可を受けた者は、船舶の船橋両側の見易いところに別記第２号様式の１又は２を表示しなければならない。

附　則
１　この方針は、令和２年 12 月１日から施行する。
２　火光利用さば漁業の許可及び起業の認可方針（令和２年９月 17 日施行）は、令和２年 11 月 30 日限りで廃止する。ただし、旧方針第８の規定は、その有効期間の満了の日までの間は、なおその効力を有する。
３　令和３年８月 31 日一部改正
４　令和３年 12 月１日一部改正
５　令和７年〇月〇日一部改正

別記第２号様式

１　火光利用さば漁業

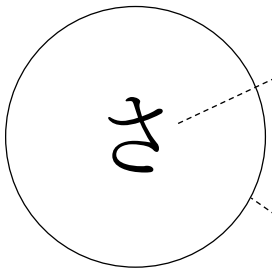

黒色
㊟ 直径 35 センチメートルの円とする。
字の太さは３センチメートルとする。
赤色

２　あじ・さば棒受網漁業との兼業

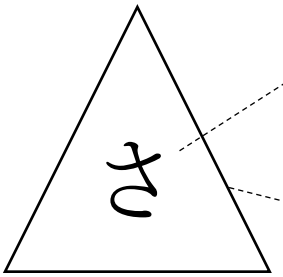

黒色
㊟ 一辺 35 センチメートルの三角形とする。
字の太さは３センチメートルとする。
赤色

（別記第１号様式）

火光利用さば漁業の資源管理の状況等の報告書（漁獲成績報告書）

令和　　年　　月　　日

千葉県知事　　様

氏名（法人にあっては、その名称）

報告期間	許可番号	船　　名	登録番号	総トン数	火光設備	乗組員数
令和　年　　月から 令和　年　　月まで	第　　号	丸		トン	kw	人

1　資源管理に関する取組の実施状況その他の資源管理の状況

2　漁業生産の実績等

区分 年月	操業日数	漁獲量	漁獲金額	操業場所	水揚港		水揚比率	
					主	従	一本釣	たもすくい
7月	日	kg	円					
8月								
9月								
10月								
11月								
12月								
1月								
2月								
3月								
4月								
5月								
6月								
合計								

上記報告の内容については、国及び県が実施する水産資源の資源評価その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国、県等の関係機関へ提供することに同意します。

（備考）

一本釣りとたもすくいの漁獲割合を月毎及び総水揚量、金額にも記入のこと。

火光利用さば漁業

船舶の総トン数：新トン数適用漁船　総トン数５トン以上 100 トン以下
旧トン数適用漁船　総トン数５トン以上 70 トン以下
ただし、平成３年度、平成４年度実施の資源管理型漁業構造再編緊急対策事業に残存者として参加し、知事が認めたものについては、新トン数適用漁船は総トン数５トン以上 150 トン以下、旧トン数適用漁船は総トン数５トン以上 100 トン以下

推進機関の馬力数：定めなし

操業区域：下図のとおり

漁業時期：周年

漁業を営む者の資格：千葉県内、岩手県内、東京都内、神奈川県内又は静岡県内に住所を有し、かつ、船舶根拠地が同都県の区域にある者

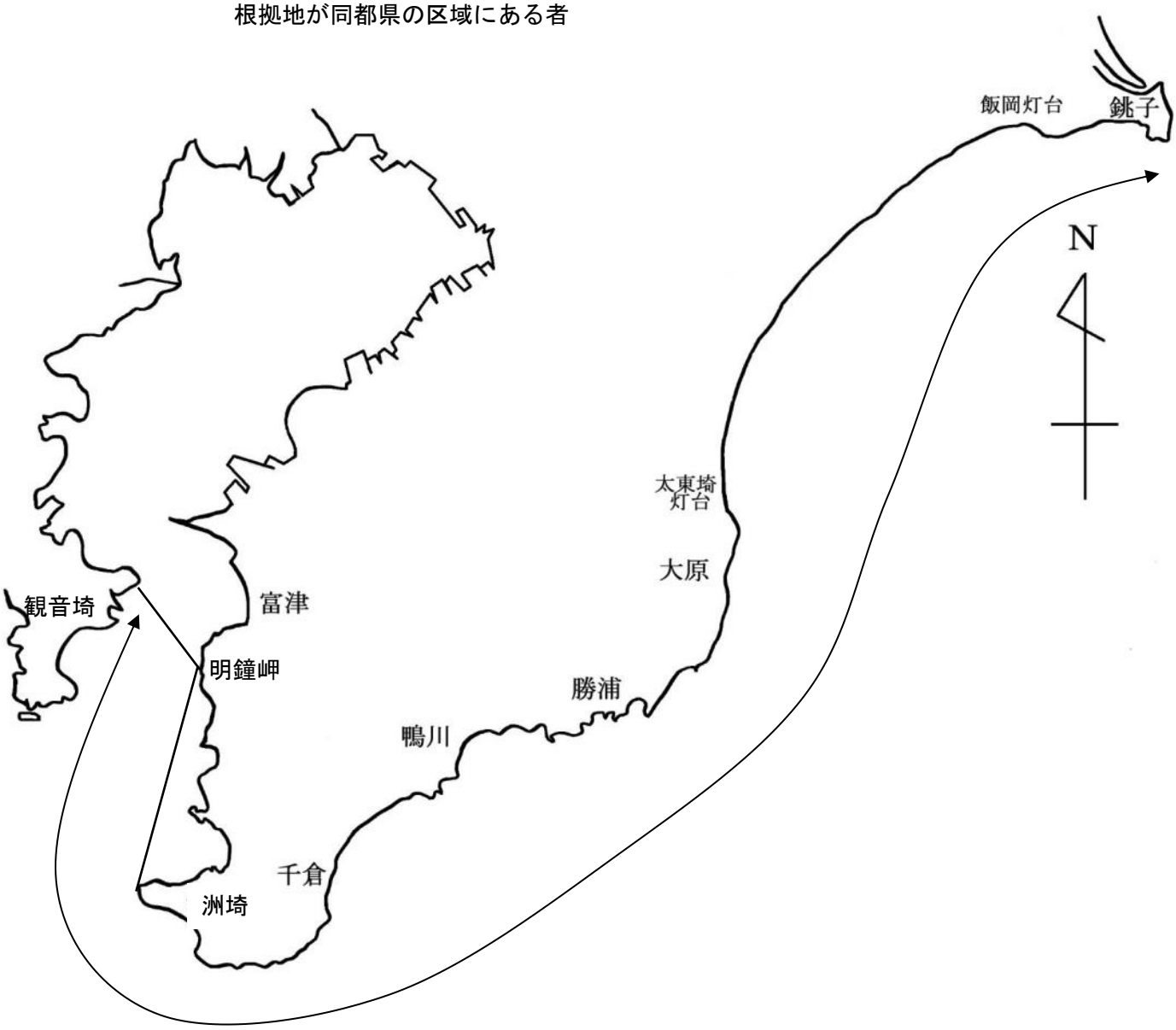

許可等の条件

（１）たもすくいに使用するたも網の直径は 70 センチメートル以下、操作に動力を使用してはならない

（２）定置漁具の周囲 2,000 メートル以内は操業禁止

（３）寄船の場合の間隔は、自己船の長さの３倍以上

（４）水中集魚灯の使用禁止

備考　集魚灯の電球７ｋｗ以下（調整規則第４３条）

火光利用さば漁業の許可方針　新旧対照表

新（改　正　案）	旧（改　正　前）
第１～２　（略） （許可等をすべき船舶等の数の考え方） 第３　（略） ２　許可の有効期間の途中において、新規希望があった場合は、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないと認められる範囲内の隻数について、新たな許可等をするための追加的な公示をするものとする。 ３　前２項の規定に関わらず、許可等をすべき船舶等の数については、76 隻を上限とする。ただし、このうち、新トン数適用漁船の場合は総トン数 25 トン以上、旧トン数適用漁船の場合は総トン数 20 トン以上の許可等をすべき船舶等の数については、16 隻を上限とする。 第４～８　（略） （許可の有効期間） 第９　当該漁業の許可の有効期間は、３年とする。ただし、規則第７条（起業の認可に基づく許可）の規定によって許可をした場合及び第３の２の規定により追加的な公示をして許可をした場合は、当該漁業の許可の有効期間が同一の期日に満了するよう定めるものとする。 　また、規則第 14 条（代船許可又は承継許可）の規定によって	第１～２　（略） （許可等をすべき船舶等の数の考え方） 第３　（略） ２　許可の有効期間を１年としていることから、有効期間の途中においては、原則として新たな許可等をするための追加的な公示は行わないものとする。 ３　第１項の規定に関わらず、許可等をすべき船舶等の数については、76 隻を上限とする。ただし、このうち、新トン数適用漁船の場合は総トン数 25 トン以上、旧トン数適用漁船の場合は総トン数 20 トン以上の許可等をすべき船舶等の数については、16 隻を上限とする。 第４～８　（略） （許可の有効期間） 第９　当該漁業の許可の有効期間は、１年とする。ただし、規則第７条（起業の認可に基づく許可）の規定によって許可をした場合は、当該漁業の許可の有効期間が同一の期日に満了するよう定めるものとする。 　また、規則第 14 条（代船許可又は承継許可）の規定によって許可をした場合は、規則第 15 条第１項ただし書の規定により、

許可をした場合は、規則第 15 条第１項ただし書の規定により、従前の許可の残存期間とする。 第 10～14　（略） 附　則 １～４　（略） ５　令和７年○月○日一部改正	従前の許可の残存期間とする。 第 10～14　（略） 附　則 １～４　（略）

火光利用さば漁業　漁期別・都県別許可等上限及び許可等隻数並びに令和8～10年漁期の公示数（案）

漁期	平成6年			令和3年		令和4年		令和5年		令和6年		令和7年		令和8～10年	
都県名	許可等定数	許可等隻数		許可等上限	許可等隻数	許可等上限	許可等隻数	許可等上限	許可等隻数	許可等上限	許可等隻数	許可等上限	許可等隻数	許可等上限	公示数
岩　手	3	3	平成7年～令和2年省略	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0
	1	1		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
千　葉	39	38		39	26 ③	39	25 ③	39	25 ③	39	25 ③	39	26 ③	39	30
	7	7		7	3 ②	7	3 ②	7	3 ②	7	3 ②	7	3 ②	7	3
東　京	1	0		1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0
	1	0		1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0
神奈川	28	26		20	2	20	2	20	2	20	1	20	1	20	1
	4	4		2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1
静　岡	19	19		15	6	15	6 ①	15	4	15	4	15	4	15	4
	9	9		6	3	6	3 ①	6	2	6	2	6	2	6	2
その他	13	10		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	7	5		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
県外船合計	64	58		37	8	37	8 ①	37	6	37	5	37	5	37	5
	22	19		9	4	9	4 ①	9	3	9	3	9	3	9	3
合　計	**103**	96		**76**	34 ③	**76**	33 ④	**76**	31 ③	**76**	30 ③	**76**	31 ③	**76**	**35**
	29	26		**16**	7 ②	**16**	7 ③	**16**	6 ②	**16**	6 ②	**16**	6 ②	**16**	**6**
残枠		7			42		43		45		46		45		
		3			9		9		10		10		10		

注1）上段は全体数、下段は総トン数20トン以上（新トン：25トン以上）の数（内数）。　注2）○内は起業認可数（内数）。

令和7年漁期火光利用さば漁業漁獲成績一覧（千葉県知事許可）

（令和7年5月末現在）

都県名 ＼ 項目		許可隻数	操業隻数	操業日数	漁獲量（トン）	漁獲金額（千円）
千　葉	全　体	23	0	0	―	―
	20トン以上	1	0	0	―	―
岩　手	全　体	0	0	0	―	―
	20トン以上	0	0	0	―	―
東　京	全　体	0	0	0	―	―
	20トン以上	0	0	0	―	―
神奈川	全　体	1	0	0	―	―
	20トン以上	1	0	0	―	―
静　岡	全　体	4	0	0	―	―
	20トン以上	2	0	0	―	―
合　計	全　体	28	0	0	―	―
	20トン以上	4	0	0	―	―

※本県火光利用さば漁業者の操業について
　令和7年漁期は、東京都島部海域において3隻（大型船1隻を含む）操業実績がありました。
　なお、本県海面か東京都海面かはっきり区分できない海面での操業に関しては、便宜上、東京都海面における操業実績として報告されています。

【参考】東京都海面（島部海域）における一都三県の漁獲成績一覧（東京都調べ）

漁期	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
操業隻数	10	9	8	6	7
操業日数	299	355	308	238	440
漁獲量（トン）	5,423	3,634	3,138	3,705	2,201
漁獲金額（千円）	572,720	335,803	348,539	586,229	418,279
1隻当たり漁獲量（トン）	542	404	392	618	314
1隻当たり漁獲金額（千円）	57,272	37,311	43,567	97,705	59,754

第４号議案

敷網漁業（あじ・さば棒受網漁業）の制限措置、許可又は起業の認可を申請すべき期間及び許可の有効期間について（諮問）

このことについて、令和７年７月８日付け水産第４８０号で知事から別添のとおり諮問がありましたので審議されたい。

令和７年７月１８日

会　長　石井　春人

水産第４８０号

千葉海区漁業調整委員会　様

敷網漁業（あじ・さば棒受網漁業）の制限措置、許可又は起業の認可を
申請すべき期間及び許可の有効期間について（諮問）

令和７年１０月３１日をもって許可の有効期間が満了するあじ・さば棒受網漁業につき、制限措置、許可又は起業の認可を申請すべき期間及び許可の有効期間を下記のとおり定めたいので、漁業法（昭和２４年法律第２６７号）第５８条において読み替えて準用する同法第４２条第３項及び第４６条第２項の規定により諮問します。

令和７年７月８日

千葉県知事　熊　谷　俊　人
（公印省略）

記

１　制限措置
別紙のとおり

２　許可又は起業の認可を申請すべき期間
令和７年９月８日から１０月７日まで

３　許可の有効期間
許可の日から令和１０年１０月３１日まで

(別紙)

敷網漁業の制限措置の内容

（１）漁業種類　あじ・さば棒受網漁業

（２）許可又は起業の認可をすべき船舶等の数　下表のとおり

（３）船舶の総トン数　総トン数５トン以上１００トン以下（船舶のトン数の測度に関する法律（昭和５５年法律第４０号）附則第３条第１項本文に規定する現存船で同項ただし書の規定の適用を受けないもの（以下「旧トン数適用漁船」という。）にあっては、総トン数５トン以上７０トン以下)。ただし、平成３年度及び平成４年度に実施したこの漁業に係る資源管理型漁業構造再編緊急対策事業に残存者として参加した漁業者の申請に係る船舶で知事が特に必要と認めたものについては、総トン数５トン以上１５０トン以下（旧トン数適用漁船にあっては、総トン数５トン以上１００トン以下）とする。

（４）推進機関の馬力数　定めなし

（５）操業区域　いすみ市太東埼灯台中心点正東の線から館山市洲埼灯台中心点と神奈川県三浦市剱埼灯台中心点とを結んだ線に至る間の千葉県海面

（6)漁業時期　総トン数１０トン未満の船舶にあっては８月１日から１２月３１日まで、総トン数１０トン以上の船舶にあっては８月１日から１０月３１日まで

（７）漁業を営む者の資格　下表のとおり

漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数
千葉県内に住所を有し、かつ、船舶根拠地（漁船法施行規則（昭和２５年農林省令第９５号）第１条第９項に規定する主たる根拠地をいう。以下同じ。）が千葉県の区域にある者	３隻
静岡県内に住所を有し、かつ、船舶根拠地が静岡県の区域にある者	１隻

第５号議案

敷網漁業（あじ・さば棒受網漁業）の許可方針

について（協議）

このことについて、令和７年７月８日付け水産第４８０号で知事から別添のとおり協議がありましたので審議されたい。

令和７年７月１８日

会 長　石井　春人

水産第４８０号
令和７年７月８日

千葉海区漁業調整委員会　会長　石井　春人　様

千葉県知事　熊　谷　俊　人
（公印省略）

敷網漁業（あじ・さば棒受網漁業）の許可方針について（協議）

令和７年１１月１日以降の本漁業の許可又は起業の認可については、別添方針（案）により取り扱いたいので協議します。

〔添付資料〕
・敷網漁業（あじ・さば棒受網漁業）の許可方針（案）
・新旧対照表

敷網漁業（あじ・さば棒受網漁業）の許可方針（案）

令和２年 11 月 30 日制定

（趣旨）

第１　千葉県海面におけるあじ・さば棒受網漁業（千葉県漁業調整規則（令和２年千葉県規則第 61 号。以下「規則」という。）第４条第１項第５号に掲げる敷網漁業のうち、棒受網によりあじ又はさばをとることを目的とするものをいう。）の許可及び起業の認可（以下「許可等」という。）に関する取扱いについては、規則に定めるもののほか、この方針の定めるところによる。

（定義）

第２　この方針において、「旧トン数適用漁船」とは、（船舶のトン数の測度に関する法律（昭和 55 年法律第 40 号）附則第３条第１項本文に規定する現存船で同項ただし書の規定の適用を受けないものをいい、「新トン数適用漁船」とは、旧トン数適用漁船以外の漁船をいう。

（許可等をすべき船舶等の数の考え方）

第３　許可の一斉更新においては、次の（１）の隻数から（２）の隻数を差し引いた隻数に（３）の隻数を加えた隻数を操業区域ごとに定める。

（１）一斉更新を迎える許可等の隻数

（２）廃業見込の隻数（承継する場合を除く。）

（３）新規希望の隻数（一都三県連合海区漁業調整委員会での調整結果を踏まえ、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないと認められる範囲内の隻数に限る。）

２　許可の有効期間の途中において、新規希望があった場合は、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないと認められる範囲内の隻数について、新たな許可等をするための追加的な公示をするものとする。

３　前２項の規定に関わらず、許可等をすべき船舶等の数については、37 隻を上限とする。

（新規の許可等に係る制限措置）

第４　規則第 11 条第１項に規定する制限措置は次の各号の内容を定めるものとする。

（１）漁業種類　あじ・さば棒受網漁業

（２）許可又は起業の認可をすべき船舶等の数　第３の考え方に基づき都度定める。

（３）船舶の総トン数　総トン数５トン以上 100 トン以下（旧トン数適用漁船にあっては、総トン数５トン以上 70 トン以下）。ただし、平成３年度及び平成４年度に実施したこの漁業に係る資源管理型漁業構造再編緊急対策事業に残存者として参加した漁業者の申請に係る船舶で知事が特に必要と認めたものについては、総トン数５トン以上 150 トン以下（旧トン数適用漁船にあっては、総トン数５トン以上 100 トン以下）とする。

（４）推進機関の馬力数　定めなし

（５）操業区域　いすみ市太東埼灯台中心点正東の線から館山市洲埼灯台中心点と神奈川県三浦市剱埼灯台中心点とを結んだ線に至る間の千葉県海面

（６）漁業時期　次のとおり

ア　総トン数 10 トン未満の船舶　８月１日から 12 月 31 日まで

イ　総トン数 10 トン以上の船舶　８月１日から 10 月 31 日まで

（７）漁業を営む者の資格　千葉県内、東京都内、神奈川県内又は静岡県内に住所を有し、かつ、船舶根拠地（漁船法施行規則（昭和 25 年農林省令第 95 号）第１条第９項に規定する主たる根拠地をいう。）が同都県の区域にある者

（許可等の申請期間）

第５　規則第 11 条第１項の規定による許可等を申請すべき期間は同条第２項の規定を踏まえ、都度定める。

（許可等の条件）

第６　当該漁業の許可等に当たっては、規則第 13 条第１項の規定により、次の条件を付けるものとする。

（１）日没時から日出時までの間は、船内作業灯といえども、灯火（法定灯火を除く。）を漏えいさせてはならない。
（２）釣り漁業に適する魚群が出現した場合で、知事が指示したときは、操業を中止しなければならない。

（新規の許可等に係る許可の基準）
第７　第４に定めて公示した船舶等の数を超える申請があった場合には、規則第 11 条第５項の規定により、次の各号の優先順位に従って許可等をする者を定めるものとする。
　なお、同順位内においては申請者が営む沿岸漁業の操業状況や各申請者が当該漁業に依存する程度を勘案して優先順位を決めるものとする。
（１）当該漁業の許可等を受けた者が、その許可の有効期間の満了日の到来のため、改めて申請した場合
（２）当該漁業の許可等を受けた者から、この許可等を承継（共同経営化、法人化又は漁業従事者が自立する場合を含む。）しようとする場合
（３）次のいずれかの場合
　ア　水産資源の保護培養若しくは漁業調整のため又は沿岸漁業の経営の改善に資するため当該漁業への転換を図る場合
　イ　当該漁業の従事者が当該漁業の漁業者としてその自立を図る場合（前号の承継する場合を除く。）
（４）（１）～（３）以外の場合であって、１年に 90 日以上沿岸漁業を営む者が申請した場合
（５）（１）～（４）以外の場合

（許可等についての適格性に係る船舶等の基準）
第８　規則第 10 条第１項第５号に規定する船舶等の基準については次のとおりとする。
　定めなし

（許可の有効期間）
第９　当該漁業の許可の有効期間は、３年とする。ただし、規則第７条（起業の認可に基づく許可）の規定によって許可をした場合及び第３の２の規定により追加的な公示をして許可をした場合は、当該漁業の許可の有効期間が同一の期日に満了するよう定めるものとする。
　また、規則第 14 条（代船許可又は承継許可）の規定によって許可をした場合は、規則第 15 条第１項ただし書の規定により、従前の許可の残存期間とする。

（変更の許可）
第 10　規則第 16 条の規定による変更の許可については、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないと認められるときに限り許可するものとする。

（承継の許可）
第 11　当該漁業は規則第 14 条第１項第３号に規定する承継許可の対象とする。

（許可等の申請）
第 12　当該漁業の許可等を受けようとする者は、規則第８条第 1 項の規定による申請書のほか、同条第２項の規定による「許可又は起業の認可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類」を知事に提出しなければならない。
　なお、「許可又は起業の認可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類」は、おおむね次に掲げる書類とする。
（１）申請理由書
（２）年間操業計画書
（３）法人の場合は、定款及び登記簿謄本
（４）共同経営の場合は、代表者選定届、権利義務明細書及び印鑑証明書
（５）用船の場合は、用船契約書又は船舶使用承諾書及び印鑑証明書
（６）代船及び承継の場合は、旧許可証又はその写し、廃業届及び印鑑証明書
（７）起業認可申請の場合は、船舶件名書

（８）適格性に関する申立書（申請者が適格性を有することを組合が確認し、（９）の副申書においてその旨を記載した場合は省略できる。）
（９）漁業協同組合の組合員にあっては、所属漁業協同組合代表理事組合長の副申書
（10）許可証又はその写し
（11）県外に住所を有する者の場合は、漁船原簿謄本

（資源管理の状況等の報告）
第 13　当該漁業の許可を受けた者は、規則第 21 条の規定により、毎年、漁業時期終了後２ヶ月以内（総トン数 10 トン未満の船舶は２月末まで、総トン数 10 トン以上の船舶は 12 月 31 日まで）に別記第１号様式により知事に報告しなければならない。

（根拠地の指定）
第 14　県外船の根拠地は、次のとおりとする。
大原、勝浦東部（豊浜地区）、勝浦、小湊、天津、鴨川、和田、千倉及び船形の各漁港。

（標識の表示）
第 15　この漁業の許可を受けた者は、船舶の船橋両側の見易いところに別記第２号様式の１又は２を表示しなければならない。

附　則
１　この方針は、令和２年 12 月１日から施行する。
２　敷網漁業（あじ・さば棒受網漁業）の許可及び起業の認可方針（令和２年９月 17 日施行）は、令和２年 11 月 30 日限りで廃止する。ただし、旧方針第８の規定は、その有効期間の満了の日までの間は、なおその効力を有する。
３　令和３年８月 31 日一部改正
４　令和３年 12 月１日一部改正
５　令和７年○月○日一部改正

（別記第２号様式）

１　あじ・さば棒受網漁業

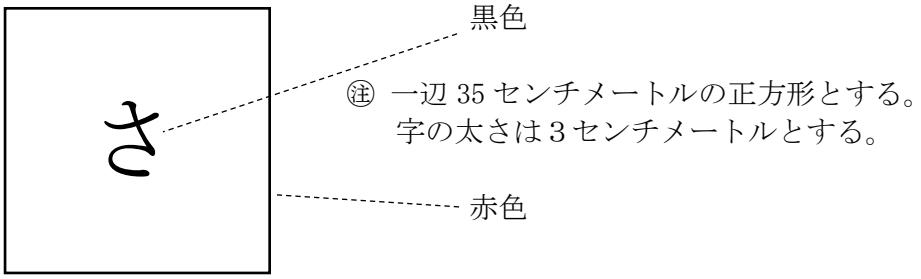

㊟ 一辺 35 センチメートルの正方形とする。
字の太さは３センチメートルとする。

２　火光利用さば漁業との兼業

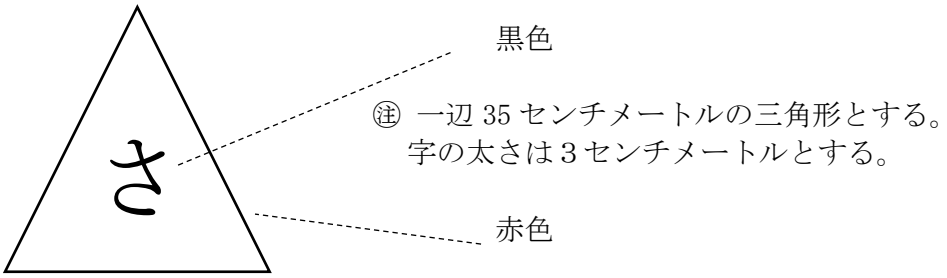

㊟ 一辺 35 センチメートルの三角形とする。
字の太さは３センチメートルとする。

（別記第１号様式）

あじ・さば棒受網漁業の資源管理の状況等の報告書（漁獲成績報告書）

令和　　年　　月　　日

千葉県知事　　様

氏名（法人にあっては、その名称）

報告期間	許可番号	船　　名	登録番号	総トン数	乗組員数
令和　　年　　月から 令和　　年　　月まで	第　　号	丸		トン	人

1　資源管理に関する取組の実施状況その他の資源管理の状況

2　漁業生産の実績等

区分 年月	操業 日数	漁獲量	漁獲金額	操業場所	水揚港	
					主	従
8 月	日	kg	円			
9 月						
10 月						
11 月						
12 月						
合計						

上記報告の内容については、国及び県が実施する水産資源の資源評価その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国、県等の関係機関へ提供することに同意します。

敷網漁業（あじ・さば棒受網漁業）

船舶の総トン数：新トン数適用漁船　総トン数５トン以上 100 トン以下
旧トン数適用漁船　総トン数５トン以上 70 トン以下
ただし、平成３年度、平成４年度実施の資源管理型漁業構造再編緊急対策事業に残存者として参加し、知事が認めたものについては、新トン数適用漁船は総トン数５トン以上 150 トン以下、旧トン数適用漁船は総トン数５トン以上 100 トン以下

推進機関の馬力数：定めなし

操業区域：下図のとおり

漁業時期：総トン数 10 トン未満　８／１～12／31
総トン数 10 トン以上　８／１～10／31

漁業を営む者の資格：千葉県内、東京都内、神奈川県内又は静岡県内に住所を有し、かつ、船舶根拠地が同都県の区域にある者

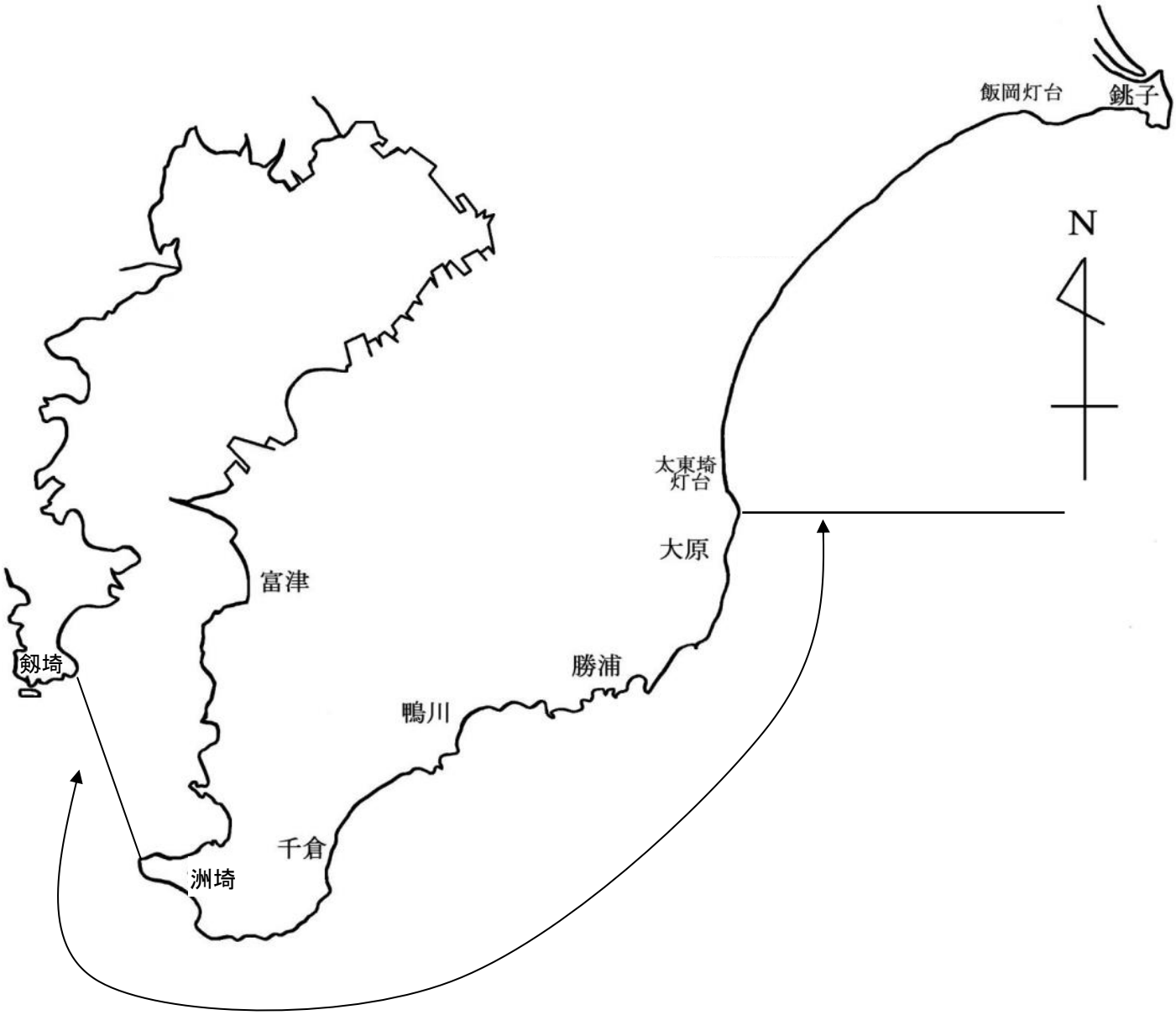

許可等の条件

（１）日没時から日出時までは船外に灯火を漏えいさせてはならない（法定灯火を除く）

（２）釣り漁業に適する魚群が出現した場合で知事が指示したときは操業中止

敷網漁業（あじ・さば棒受網漁業）の許可方針　新旧対照表

新（改　正　案）	旧（改　正　前）
第１～２　（略） （許可等をすべき船舶等の数の考え方） 第３　（略） ２　許可の有効期間の途中において、新規希望があった場合は、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないと認められる範囲内の隻数について、新たな許可等をするための追加的な公示をするものとする。 ３　前２項の規定に関わらず、許可等をすべき船舶等の数については、37 隻を上限とする。 第４～８　（略） （許可の有効期間） 第９　当該漁業の許可の有効期間は、３年とする。ただし、規則第７条（起業の認可に基づく許可）の規定によって許可をした場合及び第３の２の規定により追加的な公示をして許可をした場合は、当該漁業の許可の有効期間が同一の期日に満了するよう定めるものとする。 　また、規則第 14 条（代船許可又は承継許可）の規定によって許可をした場合は、規則第 15 条第１項ただし書の規定により、従前の許可の残存期間とする。	第１～２　（略） （許可等をすべき船舶等の数の考え方） 第３　（略） ２　許可の有効期間を１年としていることから、有効期間の途中においては、原則として新たな許可等をするための追加的な公示は行わないものとする。 ３　第１項の規定に関わらず、許可等をすべき船舶等の数については、37 隻を上限とする。 第４～８　（略） （許可の有効期間） 第９　当該漁業の許可の有効期間は、１年とする。ただし、規則第７条（起業の認可に基づく許可）の規定によって許可をした場合は、当該漁業の許可の有効期間が同一の期日に満了するよう定めるものとする。 　また、規則第 14 条（代船許可又は承継許可）の規定によって許可をした場合は、規則第 15 条第 1 項ただし書の規定により、従前の許可の残存期間とする。

第 10～14　（略） 附　則 １～４　（略） ５　令和７年○月○日一部改正	第 10～14　（略） 附　則 １～４　（略）

敷網漁業（あじ・さば棒受網漁業） 漁期別・都県別許可等上限及び許可等隻数並びに令和8～10年漁期の公示数（案）

漁期	平成6年			令和3年		令和4年		令和5年		令和6年		令和7年		令和8～10年	
都県名	許可等定数	許可等隻数		許可等上限	許可等隻数	許可等上限	許可等隻数	許可等上限	許可等隻数	許可等上限	許可等隻数	許可等上限	許可等隻数	許可等上限	公示数
千　葉	7	7	平成7年～令和2年	7	3 ②	7	3 ②	7	3 ②	7	3 ②	7	3 ②	7	3
東　京	1	1		1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0
神奈川	6	5		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
静　岡	16	16		9	4	9	3	9	1	9	1	9	1	9	1
調整枠	20			20		20		20		20		20		20	－
合　計	**50**	**29**	省略	**37**	**7 ②**	**37**	**6 ②**	**37**	**4 ②**	**37**	**4 ②**	**37**	**4 ②**	**37**	**4**
残　枠		21			30		31		33		33		33		

注1）○内は起業認可数（内数）。

令和7年漁期敷網漁業（あじ・さば棒受網漁業）
漁獲成績一覧（千葉県知事許可）

（令和7年5月末現在）

項目 都県名	許可隻数	操業隻数	操業日数	漁獲量 （トン）	漁獲金額 （千円）
千　葉	1	0	0	―	―
東　京	0	0	0	―	―
神奈川	0	0	0	―	―
静　岡	1	0	0	―	―
合　計	2	0	0	―	―

※本県敷網漁業者の操業について
　令和7年度漁期の上記表以外の操業は1隻（大型船）で、漁場は東京都島部海域でした。
　なお、本県海面か東京都海面かはっきり区分できない海面での操業に関しては、便宜上、東京都海面での操業実績として報告されています。

【参考】東京都海面（島部海域）における一都三県の漁獲成績一覧（東京都調べ）

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
操業隻数	5	5	4	4	1
操業日数	162	207	87	10	20
漁獲量 （トン）	569	2,743	561	111	6
漁獲金額 （千円）	85,038	282,852	83,046	15,482	2,923
1隻当たり 漁獲量（トン）	114	549	140	28	6
1隻当たり 漁獲金額（千円）	17,008	56,570	20,762	3,871	2,923

第６号議案

うなぎ稚魚漁業の制限措置、許可を申請すべき期間及び

許可の有効期間について（諮問）

このことについて、令和７年７月８日付け漁資第２９１号で知事から別添のとおり諮問がありましたので審議されたい。

令和７年７月１８日

会 長　石井　春人

漁資第２９１号

千葉海区漁業調整委員会　様

うなぎ稚魚漁業の制限措置、許可を申請すべき期間及び許可の有効期間について（諮問）

うなぎ稚魚漁業につき、制限措置、許可を申請すべき期間及び許可の有効期間を下記のとおり定めたいので、漁業法（昭和２４年法律第２６７号）第５８条において読み替えて準用する同法第４２条第３項及び第４６条第２項の規定により諮問します。

令和７年７月８日

千葉県知事　熊　谷　俊　人

（公印省略）

記

１　制限措置

別紙１のとおり

２　許可を申請すべき期間

令和７年９月１６日から１０月１５日まで

３　許可の有効期間

許可の日から令和８年４月３０日まで

（別紙１）

うなぎ稚魚漁業の制限措置の内容

その１

（１）漁業種類　かぐら網漁業（利根川においてふくろ網によりうなぎの稚魚をとることを目的とする漁業をいう。）

（２）許可をすべき漁業者の数　下表のとおり

（３）操業区域　下表のとおり

（４）漁業時期　令和７年１２月１日から令和８年４月３０日まで

（５）漁業を営む者の資格　下表のとおり

	操業区域	漁業を営む者の資格	許可をすべき漁業者の数
1	共同漁業権内共第１１号及び内共第１２号（令和５年９月１日免許）の漁場の区域（規則第３６条第２項に定める区域を除く。）並びに黒部川の水域のうち銚子市富川町と同市忍町の境界線から香取郡東庄町笹川いと同町新宿の境界線に至る地先の千葉県水域	銚子市又は香取郡東庄町内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	４人
2	共同漁業権内共第１２号（令和５年９月１日免許）の漁場の区域のうち銚子市富川町と同市忍町との境界線から下流の千葉県水域（北緯３５度４４分９秒東経１４０度４９分３６秒の点及び北緯３５度４４分２０秒東経１４０度４９分３８秒の点の見通し線と北緯３５度４５分１５秒東経１４０度４７分１６秒の点及び北緯３５度４５分２１秒東経１４０度４７分２４秒の点の見通し線に挟まれた水域にあっては、北緯３５度４４分９秒東経１４０度４９分３６秒の	銚子市内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	４６人

	点、北緯３５度４４分２０秒東経１４０度４９分３８秒の点、北緯３５度４４分２５秒東経１４０度４９分１秒の点、北緯３５度４４分３７秒東経１４０度４８分３５秒の点、北緯３５度４４分５２秒東経１４０度４８分８秒の点、北緯３５度４５分２１秒東経１４０度４７分２４秒の点及び北緯３５度４５分１５秒東経１４０度４７分１６秒の各点を順次結んだ線と公有水面と陸地との境界線によって囲まれた水域に限る。）		

その２

（１）漁業種類　ふくろ網漁業

（２）許可をすべき漁業者の数　下表のとおり

（３）操業区域　下表のとおり

（４）漁業時期　令和７年１２月１日から令和８年４月３０日まで

（５）漁業を営む者の資格　下表のとおり

	操業区域	漁業を営む者の資格	許可をすべき漁業者の数
1	横芝堰から下流の栗山川（支派川（分岐点から５００メートル以内の水域に限る。）を含む。）及び大布川（河口から上流５００メートル以内の水域に限る。）の水域	匝瑳市、香取市若しくは山武市又は香取郡多古町若しくは山武郡芝山町若しくは横芝光町内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	７人
2	松潟堰から下流の一宮川（支派川（分岐点から５００メートル以内の水域に限る。）を含む。）の水域	長生郡一宮町又は長生村内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流	３人

		通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	

その３

（１）漁業種類　ひき網漁業

（２）許可をすべき漁業者の数　下表のとおり

（３）操業区域　下表のとおり

（４）漁業時期　令和７年１２月１日から令和８年４月３０日まで

（５）漁業を営む者の資格　下表のとおり

	操業区域	漁業を営む者の資格	許可をすべき漁業者の数
１	利根川河口堰管理橋下流端及び黒部川大橋上流端から香取郡東庄町と銚子市との境界までの利根川（千葉県水域（規則第３６条第２項に定める区域を除く。）に限る。）並びに黒部川水門下流端から下流の黒部川の水域	銚子市又は香取郡東庄町内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	３人

その４

（１）漁業種類　すくい網漁業（船舶を使用しないで行う漁業に限る。）

（２）許可をすべき漁業者の数　下表のとおり

（３）操業区域　下表のとおり

（４）漁業時期　令和７年１２月１日から令和８年４月３０日まで

（５）漁業を営む者の資格　下表のとおり

	操業区域	漁業を営む者の資格	許可をすべき漁業者の数
１	共同漁業権内共第１１号及び内共第１２号（令和５年９月１日免許）の漁場の区域（規則第３６条第２項に定める区域を除く。）並びに黒部川の水域のうち銚子市富川町と	銚子市又は香取郡東庄町内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	２０人

	同市忍町との境界線から香取郡東庄町笹川いと同町新宿との境界線に至る地先の千葉県水域		
2	横芝堰から下流の栗山川（支派川（分岐点から５００メートルまでの水域に限る。）を含む。）及び大布川（河口から上流５００メートル以内の水域に限る。）の水域並びにこれらの河川の河口の中心点から半径３００メートル以内の海域	匝瑳市、香取市若しくは山武市又は香取郡多古町若しくは山武郡芝山町若しくは横芝光町内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	１２９人
3	清水堰から下流の南白亀川（支派川（分岐点から５００メートル以内の水域に限る。）を含む。）の水域及び当該河川の河口の中心点から半径３００メートル以内の海域	長生郡白子町内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	１０７人
4	潮止堰から下流の夷隅川（旧夷隅川残存水面及び支派川（分岐点から５００メートル以内の水域に限る。）を含む。）、三軒屋川、江場土橋下流端から下流の江場土川、文塚橋下流端から下流の塩田川並びに勝浦市、いすみ市及び夷隅郡御宿町の区域内に河口を有する河川（河口から上流５００メートル以内の水域に限る。）の水域並びにこれらの河川の河口の中心点から半径３００メートル以内の海域	勝浦市若しくはいすみ市又は夷隅郡大多喜町若しくは御宿町内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	１７０人
5	横渚橋下流端から４０メートル下流の潮止堰から下流の加茂川、東条大橋下流端から３２０メートル下流のゴム引布製起伏堰から下流の待崎川並びに鴨川市及び南房総市（旧白浜町、旧千倉町、旧丸山	鴨川市又は南房総市内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	７６人

	町及び旧和田町の区域に限る。）の区域内に河口を有する河川（河口から上流５００メートル以内の水域に限る。）の水域並びにこれらの河川の河口の中心点から半径３００メートル以内の海域		
6	小櫃堰から小櫃橋下流端までの小櫃川（支派川（分岐点から５００メートル以内の水域に限る。）を含む。）の水域	木更津市、君津市又は袖ケ浦市内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	２８人
7	五井大橋下流端から下流の養老川（支派川（分岐点から５００メートル以内の水域に限る。）を含む。）の水域	市原市又は夷隅郡大多喜町内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	５人
8	共同漁業権共第５７号（令和５年９月１日免許）の漁場の区域のうち銚子市海鹿島町と同市君ヶ浜との境界線から同市名洗町と同市西小川町との境界線に至る漁場の区域及び共第５６号（令和５年９月１日免許）の漁場の区域内に流入する河川の河口の中心点から半径３００メートル以内の海域	銚子市内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	１０人
9	共同漁業権共第５４号、共第５５号及び共第５６号（令和５年９月１日免許）の漁場の区域内に流入する河川の河口の中心点から半径３００メートル以内の水域	旭市若しくは匝瑳市又は山武郡横芝光町内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	９４人
10	共同漁業権共第５０号（令和５年９月１日免許）の漁場の区域内に流入する河川の河口の中心点から	いすみ市内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもと	８人

	半径３００メートル以内の水域	で販売するものと認められる者	
11	共同漁業権共第５２号（令和５年９月１日免許）の漁場の区域内に流入する河川の河口の中心点から半径３００メートル以内の水域	山武市若しくは大網白里市又は山武郡九十九里町若しくは横芝光町若しくは長生郡一宮町、長生村若しくは白子町内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	３７人
12	共同漁業権共第４０号（令和５年９月１日免許）の漁場の区域内に流入する河川の河口の中心点から半径３００メートル以内の水域	鴨川市内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	３５人
13	駒込堰から下流の新川（支派川（分岐点から５００メートル以内の水域に限る。）を含む。）の水域及び当該河川の河口の中心点から半径３００メートル以内の海域	旭市又は匝瑳市内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	６０人
14	加勢橋下流端から下流の木戸川の水域及び当該河川の河口の中心点から半径３００メートル以内の海域	山武市内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	８８人
15	大中堰から下流の作田川（支派川（分岐点から５００メートル以内の水域に限る。）を含む。）の水域及び当該河川の河口の中心点から半径３００メートル以内の海域	東金市若しくは山武市又は山武郡九十九里町内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	１１８人
16	小沼田堰から下流の真亀川の水域及び当該河川の河口の中心点から	東金市若しくは大網白里市又は山武郡九十九里町内に	５２人

	半径３００メートル以内の海域	住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	
17	殿里橋下流端から下流の堀川の水域及び当該河川の河口の中心点から半径３００メートル以内の海域	大網白里市内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	３０人
18	松潟堰から下流の一宮川（支派川（分岐点から５００メートル以内の水域に限る。）を含む。）の水域	長生郡一宮町又は長生村内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	１９人
19	松潟堰から下流の一宮川（支派川（分岐点から５００メートル以内の水域に限る。）を含む。）の水域及び当該河川の河口の中心点から半径３００メートル以内の海域	長生郡一宮町又は睦沢町内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	４５人
20	小糸川人見堰から下流の小糸川（支派川（分岐点から５００メートル以内の水域に限る。）を含む。）の水域	君津市又は富津市内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	９人
21	亥鼻橋下流端から下流の印旛放水路の水域	千葉市内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	５人
22	館山市内に河口を有する河川（河口から上流５００メートル以内の水域に限る。）の水域及び当該河川の河口の中心点から半径３００メートル以内の海域	館山市内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	１０人

23	旭市及び匝瑳市（旧野栄町の区域に限る。）の区域内に河口を有する河川（河口から上流５００メートル以内の水域に限る。）の水域並びに当該河川の河口の中心点から半径３００メートル以内の海域	旭市又は匝瑳市内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	７８人
24	富津市富津の区域内に河口を有する河川（河口から上流５００メートル以内の水域に限る。）の水域及び当該河川の河口の中心点から半径３００メートル以内の海域	富津市内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	１０人
25	富津市青木又は同市西川の区域内に河口を有する河川（河口から上流５００メートル以内の水域に限る。）の水域	富津市内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	３人
26	共同漁業権共第５７号（令和５年９月１日免許）の漁場の区域のうち基点北２２号の点から銚子市海鹿島町と同市君ヶ浜との境界線に至る漁場の区域内に流入する河川の河口の中心点から半径３００メートル以内の海域	銚子市内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	１１人
27	吾妻橋下流端から下流の岩瀬川の水域	富津市内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	４人

その５

（１）漁業種類　すくい網漁業（船舶を使用しないで行う漁業を除く。）

（２）許可をすべき漁業者の数　下表のとおり

（３）操業区域　下表のとおり

（４）漁業時期　令和７年１２月１日から令和８年４月３０日まで

（５）漁業を営む者の資格　下表のとおり

	操業区域	漁業を営む者の資格	許可をすべき漁業者の数
1	共同漁業権内共第１２号（令和５年９月１日免許）の漁場の区域のうち銚子市富川町と同市忍町の境界線から下流の千葉県水域（北緯３５度４４分９秒東経１４０度４９分３６秒の点及び北緯３５度４４分２０秒東経１４０度４９分３８秒の点の見通し線と北緯３５度４５分１５秒東経１４０度４７分１６秒の点及び北緯３５度４５分２１秒東経１４０度４７分２４秒の点の見通し線に挟まれた水域にあっては、北緯３５度４４分９秒東経１４０度４９分３６秒の点、北緯３５度４４分２０秒東経１４０度４９分３８秒の点、北緯３５度４４分２５秒東経１４０度４９分１秒の点、北緯３５度４４分３７秒東経１４０度４８分３５秒の点、北緯３５度４４分５２秒東経１４０度４８分８秒の点、北緯３５度４５分２１秒東経１４０度４７分２４秒の点及び北緯３５度４５分１５秒東経１４０度４７分１６秒の各点を順次結んだ線と公有水面と陸地との境界線によって囲まれた水域に限る。）	銚子市内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	１人
2	潮止堰から下流の夷隅川（旧夷隅川残存水面及び支派川（分岐点から５００メートル以内の水域に限る。）を含む。）、三軒屋川、江場土	勝浦市若しくはいすみ市又は夷隅郡大多喜町若しくは御宿町内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を	１人

	橋下流端から下流の江場土川、文塚橋下流端から下流の塩田川並びに勝浦市、いすみ市及び夷隅郡御宿町の区域内に河口を有する河川（河口から上流５００メートル以内の水域に限る。）の水域並びにこれらの河川の河口の中心点から半径３００メートル以内の海域	適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	
３	市川橋下流端から下流の共同漁業権内共第１１号（令和５年９月１日東京都知事免許）の漁場の区域（市川市地先の千葉県水域に限る。）及び市川市内の水路の水域	市川市内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	５人
４	松潟堰から下流の一宮川（支派川（分岐点から５００メートル以内の水域に限る。）を含む。）の水域及び当該河川の河口の中心点から半径３００メートル以内の海域	長生郡一宮町又は睦沢町に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	１人

第７号議案

うなぎ稚魚漁業の許可方針について（協議）

このことについて、令和７年７月８日付け漁資第２９１号で知事から別添のとおり協議がありましたので審議されたい。

令和７年７月１８日

会　長　石井　春人

漁資第２９１号
令和７年７月８日

千葉海区漁業調整委員会
会長　石　井　春　人　様

千葉県知事　熊　谷　俊　人
（公印省略）

うなぎ稚魚漁業の許可方針について（協議）

令和７年１２月１日以降の本漁業の許可については、別添方針（案）により取り扱いたいので協議します。

【添付資料】
・うなぎ稚魚漁業の許可方針（案）
・新旧対照表
・うなぎ稚魚漁業の概要
・うなぎ稚魚漁業許可件数、漁獲実績

うなぎ稚魚漁業の許可方針（案）

令和５年９月 19 日制定

（趣旨）

第１　千葉県におけるうなぎ稚魚漁業（千葉県漁業調整規則（令和２年千葉県規則第 61 号。以下「規則」という。）第４条第１項第 20 号に掲げるうなぎ稚魚漁業をいう。）の許可に関する取扱いについては、規則に定めるもののほか、この方針の定めるところによる。

（許可をすべき漁業者の数の考え方）

第２　次の（１）の数から（２）の数を差し引いた数に（３）の数を加えた数を漁業種類及び操業区域ごとに定める。

（１）前回許可の有効期間の満了日の許可の数

（２）廃業見込みの数

（３）新規希望の数（漁業調整その他公益に支障を及ぼさないと認められる範囲内の数に限る。）

２　許可の有効期間の途中においては、原則として新たな許可をするための追加的な公示は行わないものとする。

３　第１項の規定に関わらず、許可をすべき漁業者の数については、別表１の人数を上限とする。

（新規の許可に係る制限措置）

第３　規則第 11 条第１項に規定する制限措置は次の各号の内容を定めるものとする。

（１）漁業種類　別表１のとおり

なお、別表１におけるすくい網とは、たも網及びさ手網を総称したものをいう。

（２）許可をすべき漁業者の数　第２の考え方に基づき都度定める。

（３）操業区域　別表１の区域に包含される区域を都度定める。

（４）漁業時期　12 月１日から翌年４月 30 日までの期間中で都度定める。

（５）漁業を営む者の資格　別表１のとおり

（許可の申請期間）

第４　規則第 11 条第１項の規定による許可を申請すべき期間は、同条第２項の規定を踏まえ、都度定める。

（許可の条件）

第５　当該漁業の許可に当たっては、規則第 13 条第１項の規定により、別表２の条件を付けるものとする。

（新規の許可に係る許可の基準）

第６　第３に定めて公示した漁業者の数を超える申請があった場合には、規則第 11 条第７項の規定により、次の各号の順に優先順位を設け、許可をする者を定めるものとする。

なお、同順位内においては申請者が営む漁業の操業状況や各申請者が当該漁業に依存する程度を勘案して優先順位を決めるものとする。

（１）前回許可の有効期間の満了日に許可を有していた者（以下「実績者」という。）が、当該漁業の許可の申請をした場合

（２）地域漁業の維持・発展に資するため、実績者との調整が図られており、知事が適当と認めた場合

（３）（１）、（２）以外の場合であって、申請した操業区域において、１年に 30 日以上漁業を営む者が申請した場合

（４）（１）～（３）以外の場合

（許可についての適格性に係る船舶等の基準）

第７ 規則第 10 条第１項第５号に規定する船舶等の基準については次のとおりとする。

定めなし

（許可の有効期間）

第８　当該漁業の許可の有効期間は、規則第 15 条第２項の規定を踏まえ、都度定める。

（変更の許可）

第９　規則第 16 条の規定による変更の許可については、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないと認められるときに限り許可するものとする。

（承継の許可）

第 10　当該漁業は規則第 14 条第１項第３号に規定する承継許可の対象とならない。

（許可の申請）

第 11　当該漁業の許可を受けようとする者は、規則第８条第１項の規定による申請書のほか、同条第２項の規定による「許可又は起業の認可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類」を知事に提出しなければならない。

なお、「許可又は起業の認可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類」は、おおむね次に掲げる書類とする。

（１）申請理由書

（２）年間操業計画書

（３）印鑑証明書

（４）用船の場合は、用船契約書又は船舶使用承諾書及び印鑑証明書

（５）適格性に関する申立書（申請者が適格性を有することを漁業協同組合又は県が別に定める基準に適合した種鰻採捕組合（以下「組合等」という。）が確認し、（７）の副申書においてその旨を記載した場合は省略できる。）

（６）採捕したうなぎ稚魚の販売先に関する誓約書

（７）組合等の組合員にあっては、所属組合の長の副申書

（８）組合等の組合員にあっては、所属組合の養殖用うなぎ種苗の採捕に関する規程

（９）組合等の組合員にあっては、所属組合の総会議事録
（10）千葉県しらすうなぎ需給委員会の長の副申書
（11）その他、知事が特に必要と認めた書類
２　組合等の長は、第１項第７号の副申をするときは、組合等に所属する申請者の名簿を添付するものとする。

（資源管理の状況等の報告）
第 12　当該漁業の許可を受けた者は、規則第 21 条の規定により、漁業時期終了後２ヶ月以内に資源管理の状況等を別記様式第１号により知事に報告しなければならない。
２　当該漁業の許可を受けた者は、漁獲量、漁獲金額及び出荷先を、許可期間中毎月２回（15 日及び月末現在）上半期分をその月の 22 日まで、下半期分を翌月の７日までに所属組合等を経由する等して、別記様式第１号により知事に報告するものとする。

附 則
１　この方針は、令和５年 12 月１日から施行する。
２　千葉県養殖用うなぎ種苗特別採捕許可方針（令和４年９月 21 日施行）は、令和５年 11 月 30 日限りで廃止する。
３　令和６年８月 27 日一部改正
４　令和７年●月●日一部改正

別表１

漁業種類		操業区域	漁業を営む者の資格	許可をすべき漁業者の数の上限
かぐら網漁業（利根川においてふくろ網によりうなぎの稚魚をとることを目的とする漁業をいう。）	1	共同漁業権内共第11号及び内共第12号（令和５年９月１日免許）の漁場の区域（規則第36条第２項に定める区域を除く。）並びに黒部川の水域のうち銚子市富川町と同市忍町との境界線から香取郡東庄町笹川いと同町新宿との境界線に至る地先の千葉県水域	銚子市又は香取郡東庄町内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	12人
	2	共同漁業権内共第12号（令和５年９月１日免許）の漁場の区域のうち銚子市富川町と同市忍町との境界線から下流の千葉県水域（北緯35度44分9秒東経140度49分36秒の点及び北緯35度44分20秒東経140度49分38秒の点の見通し線と北緯35度45分15秒東経140度47分16秒の点及び北緯35度45分21秒東経140度47分24秒の点の見通し線に挟まれた水域にあっては、北緯35度44分9秒東経140度49分36秒の点、北緯35度44分20秒東経140度49分38秒の点、北緯35度44分25秒東経140度49分1秒の点、北緯35度44分37秒東経140度48分35秒の点、北緯35度44分52秒東経140度48分8秒の点、北緯35度45分21秒東経140度47分24秒の点及び北緯35度45分15秒東経140度47分16秒の各点を順次結んだ線と公有水面と陸地との境界線によって囲まれた水域に限る。）	銚子市内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	62人

ふくろ網漁業	1	横芝堰から下流の栗山川（支派川（分岐点から 500 メートル以内の水域に限る。）を含む。）及び大布川（河口から上流 500 メートル以内の水域に限る。）の水域	匝瑳市、香取市若しくは山武市又は香取郡多古町若しくは山武郡芝山町若しくは横芝光町内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	8 人
	2	松潟堰から下流の一宮川（支派川（分岐点から 500 メートル以内の水域に限る。）を含む。）の水域	長生郡一宮町又は長生村内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	3 人
ひき網漁業	1	利根川河口堰管理橋下流端及び黒部川大橋上流端から香取郡東庄町と銚子市との境界までの利根川（千葉県水域（規則第 36 条第２項に定める区域を除く。）に限る。）並びに黒部川水門下流端から下流の黒部川の水域	銚子市又は香取郡東庄町内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	5 人
すくい網漁業（船舶を使用しないで行う漁業に限る又は船舶を使用しないで行う漁業を除く。）	1	共同漁業権内共第11号及び内共第12 号（令和５年９月１日免許）の漁場の区域（規則第 36 条第２項に定める区域を除く。）並びに黒部川の水域のうち銚子市富川町と同市忍町との境界線から香取郡東庄町笹川いと同町新宿との境界線に至る地先の千葉県水域	銚子市又は香取郡東庄町内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	21 人
	2	共同漁業権内共第 12 号（令和５年９月１日免許）の漁場の区域のうち銚子市富川町と同市忍町との境界線から下流の千葉県水域（北緯 35 度 44 分 9 秒東経 140 度 49 分 36 秒の点及び北緯 35 度 44 分 20 秒東経 140 度 49 分 38 秒の点の見通し線と北緯 35 度 45 分 15 秒東経 140 度 47 分 16 秒の点及び北緯 35 度 45 分 21 秒東経 140 度 47 分 24 秒の点の見通し線に挟まれた水域に	銚子市内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	1 人

		あっては、北緯35度44分9秒東経140度49分36秒の点、北緯35度44分20秒東経140度49分38秒の点、北緯35度44分25秒東経140度49分1秒の点、北緯35度44分37秒東経140度48分35秒の点、北緯35度44分52秒東経140度48分8秒の点、北緯35度45分21秒東経140度47分24秒の点及び北緯35度45分15秒東経140度47分16秒の各点を順次結んだ線と公有水面と陸地との境界線によって囲まれた水域に限る。）		
	3	横芝堰から下流の栗山川（支派川（分岐点から500メートルまでの水域に限る。）を含む。）及び大布川（河口から上流500メートル以内の水域に限る。）の水域並びにこれらの河川の河口の中心点から半径300メートル以内の海域	匝瑳市、香取市若しくは山武市又は香取郡多古町若しくは山武郡芝山町若しくは横芝光町内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	129人
	4	清水堰から下流の南白亀川（支派川（分岐点から500メートル以内の水域に限る。）を含む。）の水域及び当該河川の河口の中心点から半径300メートル以内の海域	長生郡白子町内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	107人
	5	潮止堰から下流の夷隅川（旧夷隅川残存水面及び支派川（分岐点から500メートル以内の水域に限る。）を含む。）、三軒屋川、江場土橋下流端から下流の江場土川、文塚橋下流端から下流の塩田川並びに勝浦市、いすみ市及び夷隅郡御宿町の区域内に河口を有する河川（河口から上流500メートル以内の水域に限る。）の水域並びにこれらの河川の河口の中心点から半径300メートル以内の海域	勝浦市若しくはいすみ市又は夷隅郡大多喜町若しくは御宿町内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	171人
	6	横渚橋下流端から40メートル下流の潮止堰から下流の加茂川、東条	鴨川市又は南房総市内に住所を有し、かつ、採捕	76人

		大橋下流端から 320 メートル下流のゴム引布製起伏堰から下流の待崎川並びに鴨川市及び南房総市（旧白浜町、旧千倉町、旧丸山町及び旧和田町の区域に限る。）の区域内に河口を有する河川（河口から上流 500 メートル以内の水域に限る。）の水域並びにこれらの河川の河口の中心点から半径 300 メートル以内の海域	したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	
	7	小櫃堰から小櫃橋下流端までの小櫃川（支派川（分岐点から 500 メートル以内の水域に限る。）を含む。）の水域	木更津市、君津市又は袖ケ浦市内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	31 人
	8	五井大橋下流端から下流の養老川（支派川（分岐点から 500 メートル以内の水域に限る。）を含む。）の水域及び当該河川の河口の中心点から半径 300 メートル以内の海域	市原市又は夷隅郡大多喜町内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	5 人
	9	市川橋下流端から下流の共同漁業権内共第 11 号（令和５年９月１日東京都知事免許）の漁場の区域（市川市地先の千葉県水域に限る。）及び市川市内の水路の水域	市川市内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	5 人
	10	共同漁業権共第 57 号（令和５年９月１日免許）の漁場の区域のうち銚子市海鹿島町と同市君ヶ浜との境界線から同市名洗町と同市西小川町との境界線に至る漁場の区域及び共第 56 号（令和５年９月１日免許）の漁場の区域内に流入する河川の河口の中心点から半径 300 メートル以内の水域	銚子市内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	10 人
	11	共同漁業権共第 54 号、共第 55 号及び共第 56 号（令和５年９月１日免許）の漁場の区域内に流入する河川の河口の中心点から半径 300	旭市若しくは匝瑳市又は山武郡横芝光町内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流	94 人

		メートル以内の水域	通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	
	12	共同漁業権共第 50 号（令和５年９月１日免許）の漁場の区域内に流入する河川の河口の中心点から半径 300 メートル以内の水域	いすみ市内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	８人
	13	共同漁業権共第 52 号（令和５年９月１日免許）の漁場の区域内に流入する河川の河口の中心点から半径 300 メートル以内の水域	山武市若しくは大網白里市又は山武郡九十九里町若しくは横芝光町若しくは長生郡一宮町、長生村若しくは白子町内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	37 人
	14	共同漁業権共第 40 号（令和５年９月１日免許）の漁場の区域内に流入する河川の河口の中心点から半径 300 メートル以内の水域	鴨川市内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	35 人
	15	駒込堰から下流の新川（支派川（分岐点から 500 メートル以内の水域に限る。）を含む。）の水域及び当該河川の河口の中心点から半径 300 メートル以内の海域	旭市又は匝瑳市内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	60 人
	16	加勢橋下流端から下流の木戸川の水域及び当該河川の河口の中心点から半径 300 メートル以内の海域	山武市内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	94 人
	17	大中堰から下流の作田川（支派川（分岐点から 500 メートル以内の水域に限る。）を含む。）の水域及び当該河川の河口の中心点から半径 300 メートル以内の海域	東金市若しくは山武市又は山武郡九十九里町内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	125 人

	18	小沼田堰から下流の真亀川の水域及び当該河川の河口の中心点から半径 300 メートル以内の海域	東金市若しくは大網白里市又は山武郡九十九里町内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	52 人
	19	殿里橋下流端から下流の堀川の水域及び当該河川の河口の中心点から半径 300 メートル以内の海域	大網白里市内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	30 人
	20	松潟堰から下流の一宮川（支派川（分岐点から 500 メートル以内の水域に限る。）を含む。）の水域及び当該河川の河口の中心点から半径 300 メートル以内の海域	長生郡一宮町又は長生村内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	19 人
	21	松潟堰から下流の一宮川（支派川（分岐点から 500 メートル以内の水域に限る。）を含む。）の水域及び当該河川の河口の中心点から半径 300 メートル以内の海域	長生郡一宮町又は睦沢町内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	46 人
	22	小糸川人見堰から下流の小糸川（支派川（分岐点から 500 メートル以内の水域に限る。）を含む。）の水域及び当該河川の河口の中心点から半径 300 メートル以内の海域並びに新富水路	君津市又は富津市内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	9 人
	23	亥鼻橋下流端から下流の印旛放水路の水域及び当該河川の河口の中心点から半径 300 メートル以内の海域	千葉市内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	5 人
	24	館山市内に河口を有する河川（河口から上流 500 メートル以内の水域に限る。）の水域及び当該河川の河口の中心点から半径 300 メートル以内の海域	館山市内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	10 人

	25	旭市及び匝瑳市（旧野栄町の区域に限る。）の区域内に河口を有する河川（河口から上流 500 メートル以内の水域に限る。）の水域並びに当該河川の河口の中心点から半径 300 メートル以内の海域	旭市又は匝瑳市内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	78 人
	26	富津市富津の区域内に河口を有する河川（河口から上流 500 メートル以内の水域に限る。）の水域及び当該河川の河口の中心点から半径 300 メートル以内の海域	富津市内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	10 人
	27	富津市青木又は同市西川の区域内に河口を有する河川（河口から上流 500 メートル以内の水域に限る。）の水域及び当該河川の河口の中心点から半径 300 メートル以内の海域	富津市内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	３人
	28	共同漁業権共第 57 号（令和５年９月１日免許）の漁場の区域のうち基点北22号の点から銚子市海鹿島町と同市君ヶ浜との境界線に至る漁場の区域内に流入する河川の河口の中心点から半径 300 メートル以内の水域	銚子市内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	11 人
	29	吾妻橋下流端から下流の岩瀬川の水域	富津市内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	４人

別表２

漁業種類	操業する水面	条件
かぐら網漁業(利根川においてふくろ網によりうなぎの稚魚をとることを目的とする漁業をいう。)	内水面	(1) 操業に当たっては標章（別記様式第２号）を携帯しなければならない。 (2) 船舶を用いて操業する者は、操業中使用する船舶の見やすいところに標識（別記様式第３号）を表示しなければならない。 (3) 前号の標識のほかに、操業中漁具の見やすいところに標識（別記様式第４号）を表示しなければならない。 (4) 国の要請又は漁業調整等の必要により、操業の中止等につき知事の指示を受けた場合は、これに従わなければならない。 (5) 操業に使用する漁具はかぐら網２統以内とする。 (6) うなぎ稚魚の漁獲量の上限は、許可１件につき下記のとおりとする。 ・30 キログラムを超えて漁獲してはならない。 (7) 漁獲したうなぎ稚魚は、養殖用種苗として販売する以外に供してはならない。 (8) 許可を受けた者以外の者に採捕を行わせてはならない。
ふくろ網漁業		(1) 操業に当たっては標章（別記様式第２号）を携帯しなければならない。 (2) 船舶を用いて操業する者は、操業中使用する船舶の見やすいところに標識（別記様式第３号）を表示しなければならない。 (3) 前号の標識のほかに、操業中漁具の見やすいところに標識（別記様式第４号）を表示しなければならない。 (4) 国の要請又は漁業調整等の必要により、操業の中止等につき知事の指示を受けた場合は、これに従わなければならない。 (5) 操業に使用する漁具はふくろ網１統とする。 (6) うなぎ稚魚の漁獲量の上限は、別表１の操業区域ごとに許可１件につき下記のとおりとする。 ・操業区域１　３キログラムを超えて漁獲してはならない。 ・操業区域２　１キログラムを超えて漁獲してはならない。 (7) 漁獲したうなぎ稚魚は、養殖用種苗として販売する以外に供してはならない。 (8) 許可を受けた者以外の者に採捕を行わせてはならない。

ひき網漁業		(1) 操業に当たっては標章（別記様式第２号）を携帯しなければならない。 (2) 船舶を用いて操業する者は、操業中使用する船舶の見やすいところに標識（別記様式第３号）を表示しなければならない。 (3) 使用する船舶は、夜間航行の灯火が整備された船舶とする。 (4) 使用することができる漁具は、開口部の大きさが横 4.5 メートル、縦 1.5 メートル以内とする。 (5) 日の出から日没までは操業してはならない。 (6) 国の要請又は漁業調整等の必要により、操業の中止等につき知事の指示を受けた場合は、これに従わなければならない。 (7) 操業に使用する漁具は、ひき網１統とする。 (8) うなぎ稚魚の漁獲量の上限は、許可１件につき下記のとおりとする。 ・10 キログラムを超えて漁獲してはならない。 (9) 漁獲したうなぎ稚魚は、養殖用種苗として販売する以外に供してはならない。 (10) 許可を受けた者以外の者に採捕を行わせてはならない。
すくい網漁業（船舶を使用しないで行う漁業を除く。）	内水面又は内水面及び海面	(1) 操業に当たっては標章（別記様式第２号）を携帯しなければならない。 (2) 船舶を用いて操業する者は、操業中使用する船舶の見やすいところに標識（別記様式第３号）を表示しなければならない。 (3) 海面においては、船舶を使用して操業してはならない。 (4) すくい網に車輪又は滑走具をつけて操業してはならない。 (5) 国の要請又は漁業調整等の必要により、操業の中止等につき知事の指示を受けた場合は、これに従わなければならない。 (6) 操業に使用する漁具は、すくい網１統とする。 (7) うなぎ稚魚の漁獲量の上限は、別表１の操業区域ごとに許可１件につき下記のとおりとする。 ・操業区域１，２，24　５キログラムを超えて漁獲してはならない。 ・操業区域３，５～７，10～19, 25, 27～29　２キログラムを超えて漁獲してはならない。 ・操業区域４　1.7 キログラムを超えて漁獲してはならない。 ・操業区域８，９，20, 21, 23　１キログラムを超えて漁獲してはならない。 ・操業区域 22　1.8 キログラムを超えて漁獲してはならない。 ・操業区域 26　４キログラムを超えて漁獲してはならない。 (8) 漁獲したうなぎ稚魚は、養殖用種苗として販売する以外に供してはならない。 (9) 許可を受けた者以外の者に採捕を行わせてはならない。

すくい網漁業（船舶を使用しないで行う漁業に限る。）	内水面、海面、又はその両方	(1) 操業に当たっては標章（別記様式第２号）を携帯しなければならない。 (2) すくい網に車輪又は滑走具をつけて操業してはならない。 (3) 国の要請又は漁業調整等の必要により、操業の中止等につき知事の指示を受けた場合は、これに従わなければならない。 (4) 操業に使用する漁具は、すくい網１統とする。 (5) うなぎ稚魚の漁獲量の上限は、別表１の操業区域ごとに許可１件につき下記のとおりとする。 ・操業区域１，２,24　５キログラムを超えて漁獲してはならない。 ・操業区域３，５～７,10～19,25,27～29　２キログラムを超えて漁獲してはならない。 ・操業区域４　1.7キログラムを超えて漁獲してはならない。 ・操業区域８，９,20,21,23　１キログラムを超えて漁獲してはならない。 ・操業区域22　1.8キログラムを超えて漁獲してはならない。 ・操業区域26　４キログラムを超えて漁獲してはならない。 (6) 漁獲したうなぎ稚魚は、養殖用種苗として販売する以外に供してはならない。 (7) 許可を受けた者以外の者に採捕を行わせてはならない。

別記
様式第１号　　令和　　年　　月　　日

千葉県知事　　様

住所
組合
組合長

うなぎ稚魚漁業の資源管理の状況等の報告書（漁獲成績報告書）

当組合関係のうなぎ稚魚漁業に係る令和　　年　　月　　半期の実績は、別紙のとおりですので報告します。

（別紙内容）
１　報告期間　令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日まで
２　資源管理に関する取組の実施状況その他の資源管理の状況
３　漁業生産の実績等

漁法	許可番号	氏名	船名 漁船登録番号	内訳	月 日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	計	操業日数	操業区域
				漁獲量																		
				漁獲金額																		
				出荷先																		
				漁獲量																		
				漁獲金額																		
				出荷先																		
				漁獲量																		
				漁獲金額																		
				出荷先																		
				漁獲量																		
				漁獲金額																		
				出荷先																		
				漁獲量																		
				漁獲金額																		
				出荷先																		
		合計																				
		金額																				

（注）①報告期間中の出荷先については、枠外に記入可能。
（例）１者の場合：出荷先は、全て●●　●●
複数者の場合：出荷先はＡ●●　●●、Ｂ■■　■■　Ｃ▲▲　▲▲

②期間毎に出荷先が１つの場合は、枠外に記載可能。
（例）○月○日～○月□日の出荷先は全て●●　●●
○月■日～○月▲日の出荷先は全て■■　■■

③出荷先が複数の場合は、出荷先毎に複数枚に分けて提出可能。

上記報告の内容については、国及び県が実施する水産資源の資源評価その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国、県等の関係機関へ提供することの同意を得ていることを申し添えます。

別記

様式第２号

標　　章

令和　　年度

備考

①　縦 10 センチメートル以上、横 25 センチメートル以上の腕章とする。

②　標章の左側を袋状にし、許可証を入れて提示する。

③　年度は、「許可の有効期間」の最初の年度を記入する。
（年度の記入は、以下様式第３号、第４号も同じ）

様式第３号

船舶の標識

令和　　年度
う　な　ぎ　稚　魚　漁　業
（　漁　　具　）　　第　　号

組合等の組合員にあっては、
組合名　　氏　　名

25 センチメートル以上

35 センチメートル以上

様式第４号

漁具の標識

令和　　年度
う　な　ぎ　稚　魚　漁　業
漁　具　　第　　号
組合等の組合員にあっては、
組合名　　氏　　名

60 センチメートル以上

20 センチメートル以上

うなぎ稚魚漁業の許可方針　新旧対照表

新（改　正　案）	旧（改　正　前）
第１～第 12　（略）	第１～第 12　（略）
附 則 １～３　（略） ４　令和７年●月●日一部改正	附 則 １～３　（略）
別表１　（略） 別表２　（略）	別表１　（略） 別表２　（略）
別記 様式第１号　（略）	別記 様式第１号　（略）
様式第２号 標　　章 令和　　年度	様式第２号 標　　章 令和　　年度

備考 ①　縦10センチメートル以上、横25センチメートル以上の腕章とする。 ②　標章の左側を袋状にし、許可証を入れて提示する。 ③　年度は、「許可の有効期間」の最初の年度を記入する。 （年度の記入は、以下様式第３号、第４号も同じ） 様式第４号　（略） 様式第５号　（略）	備考 ①　縦10センチメートル以上、横25センチメートル以上のピンク地の腕章とする。 ②　標章の左側を袋状にし、許可証を入れて提示する。 ③　年度は、「許可の有効期間」の最初の年度を記入する。 （年度の記入は、以下様式第３号、第４号も同じ） 様式第４号　（略） 様式第５号　（略）

うなぎ稚魚漁業の概要

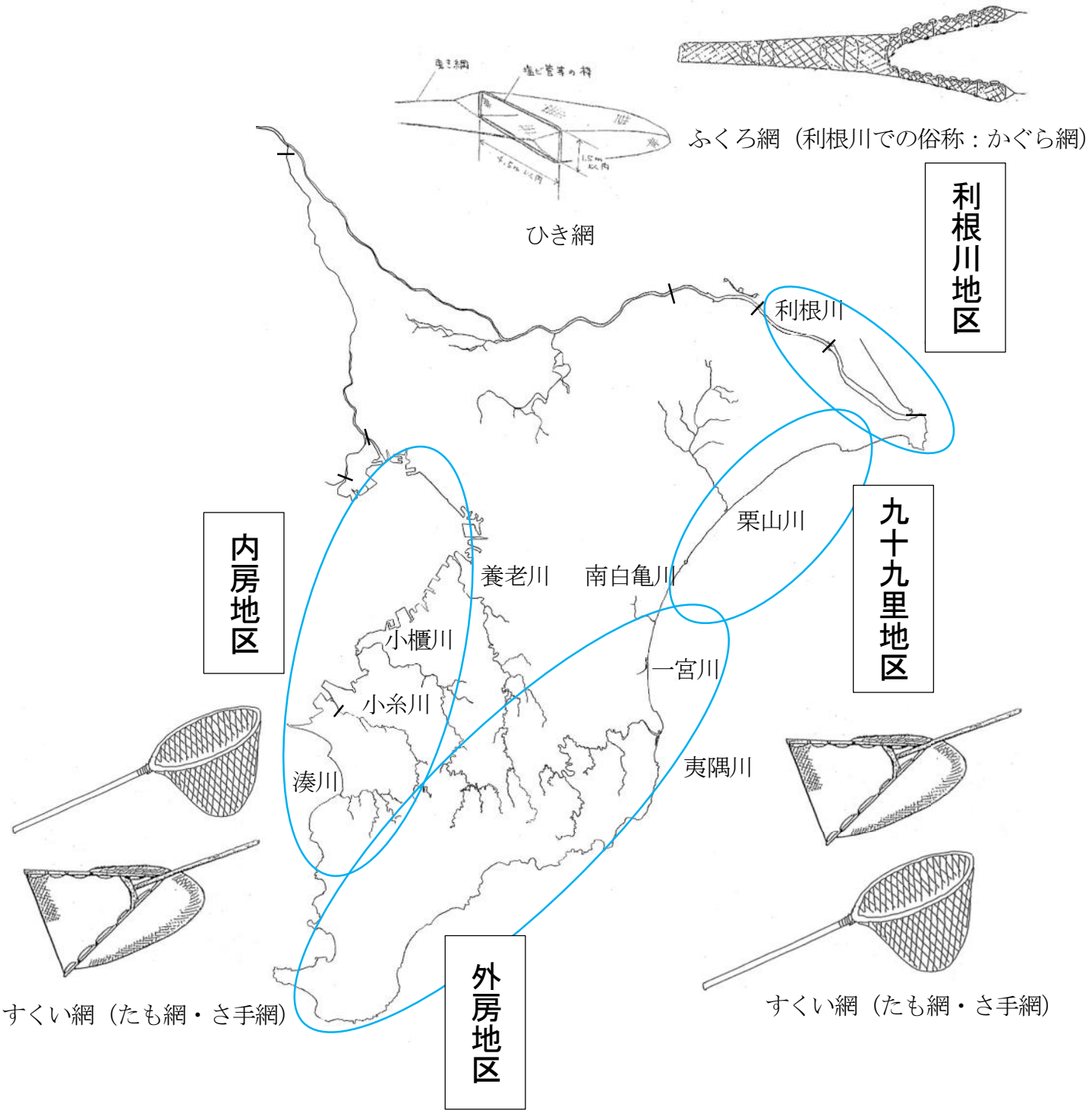
ふくろ網（利根川での俗称：かぐら網）
ひき網
利根川地区
利根川
九十九里地区
栗山川
内房地区
養老川
南白亀川
小櫃川
一宮川
小糸川
湊川
夷隅川
外房地区
すくい網（たも網・さ手網）
すくい網（たも網・さ手網）

うなぎ稚魚漁業の許可件数及び漁獲成績

	R６			R5		
	許可件数	漁獲量（kg）	漁獲金額（千円）	許可件数	漁獲量（kg）	漁獲金額（千円）
利根川地区	95	998	484,536	97	266	587,425
九十九里地区	662	711	286,871	658	230	498,121
外房地区	510	478	229,008	510	150	316,674
内湾地区	69	97	26,676	69	11	21,895
合計	1,336	2,283	1,027,090	1,334	657	1,424,115
前年との比較		347%	72%			

第８号議案

第２種共同漁業（小型定置漁業）の漁具設置に係る協議について

このことについて、漁業権の条件に基づき、西岬漁業協同組合ほか１漁協から別添のとおり協議がありましたので審議されたい。

令和７年７月１８日

会　長　　石井　　春人

令和７年度小型定置漁業　漁具設置協議概要

漁業権番号 漁業種類	漁業権者	漁場の位置	行使者名	身網 最深部 の水深	漁具設置 協議期間	備考
共第28号 あじ小型	西岬漁協	館山市 洲崎地先		26m	R7.9.1 ～ R8.8.31	
共第29号 あじ小型	西岬漁協	館山市 伊戸地先		21m	〃	
共第38号 あじ小型	東安房 漁　協	南房総市 和田地先		26.8m	R7.10.15 ～ R8.9.15	
合　計	２漁協	３か統				

小型定置漁業漁具設置協議書

令和７年６月20日

千葉海区漁業調整委員会
会長　　石井　春人　様

住　所　館山市浜田148番地
名　称　西岬漁業協同組合
代表理事組合長　海老原　齊

共同漁業権共第28号における小型定置漁業の漁具設置について、下記のとおり協議します。

記

１	漁業権　番　号	共第28号
２	漁　業　種　類	あじ小型定置漁業
３	漁獲物　の種類	あじ・むつ・いなだ・すずき
４	協　議　期　間 （１年以内）	令和７年９月１日　　から 令和８年８月31日　まで
５	事業計画の概要	別紙、事業計画書のとおり
６	漁　具　位置図	別紙、漁具位置図のとおり
７	漁　具　設置図	別紙、漁具設置図のとおり

※事業計画の概要（P80～81）については、事業者の当該事業に関する情報に該当するため、本資料から省略しています。

(最深部26m.)
40
100m
(1/2500)

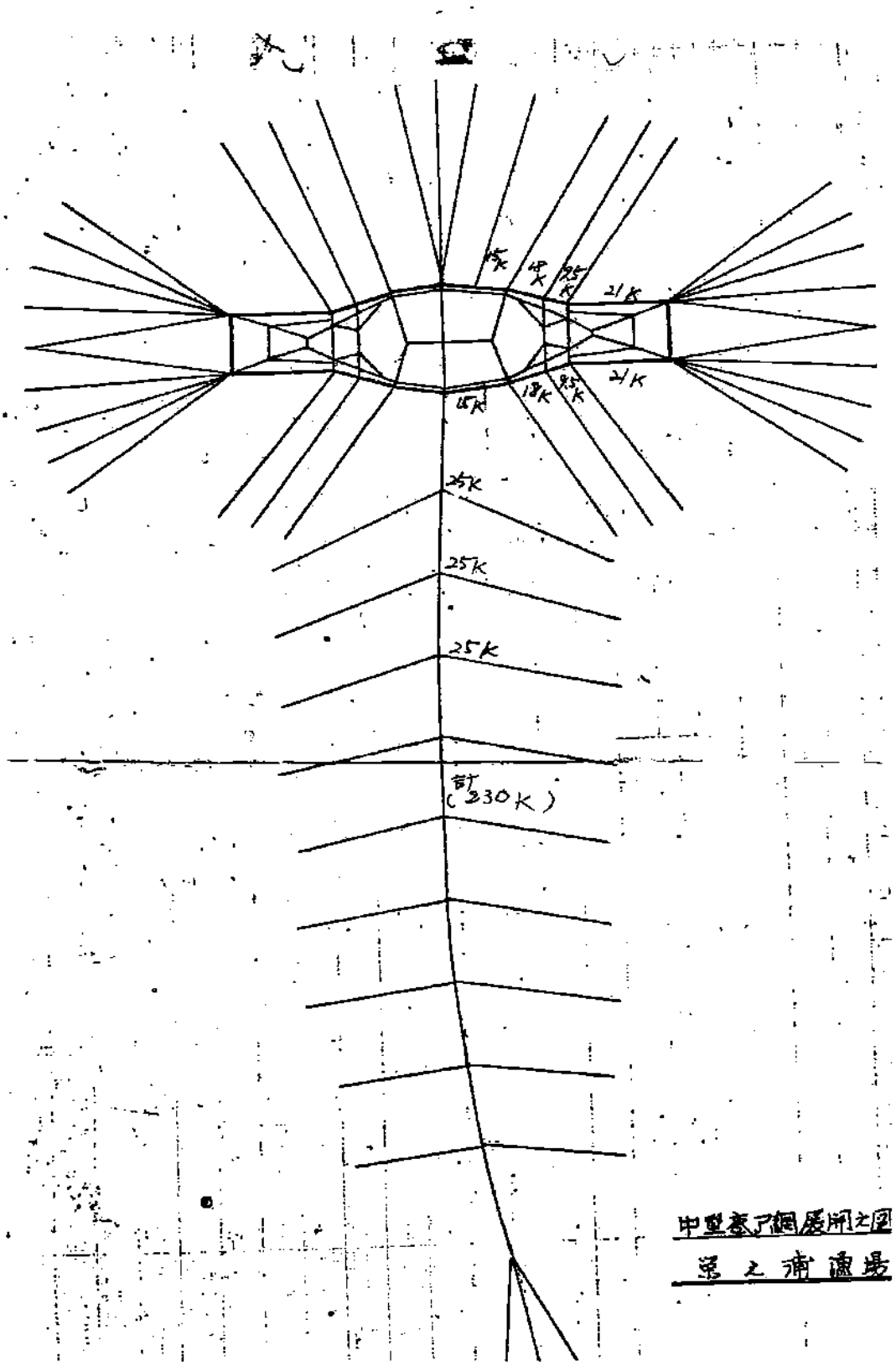

中型蒸了個展開之図
第之浦溜場

同　　意　　書

令和７年６月20日付、貴組合から申出のあった共第28号に係る小型定置漁業の漁具設置については、同意します。

令和７年６月20日

西岬漁業協同組合 代表理事組合長 殿

住　所　　館山市船形1452番地
組合名　　館山漁業協同組合
　　代表理事組合長　鈴木久雄　㊞

住　所　　館山市波左間1012番地
組合名　　波左間漁業協同組合
　　代表理事組合長　黒川　滋　㊞

小型定置漁業漁具設置協議書

令和７年６月20日

千葉海区漁業調整委員会
会長　　石井　春人　様

住所　館山市浜田148番地
名称　西岬漁業協同組合
代表理事組合長　海老原　齊

共同漁業権共第29号における小型定置漁業の漁具設置について、下記のとおり協議します。

記

１	漁業権　番　号	共第29号
２	漁　業　種　類	あじ小型定置漁業
３	漁獲物　の種類	あじ・むつ・いなだ・すずき
４	協　議　期　間 （１年以内）	令和７年９月１日　　から 令和８年８月31日　まで
５	事業計画の概要	別紙、事業計画書のとおり
６	漁　具　位置図	別紙、漁具位置図のとおり
７	漁　具　設置図	別紙、漁具設置図のとおり

※事業計画の概要（P86～87）については、事業者の当該事業に関する情報に該当するため、本資料から省略しています。

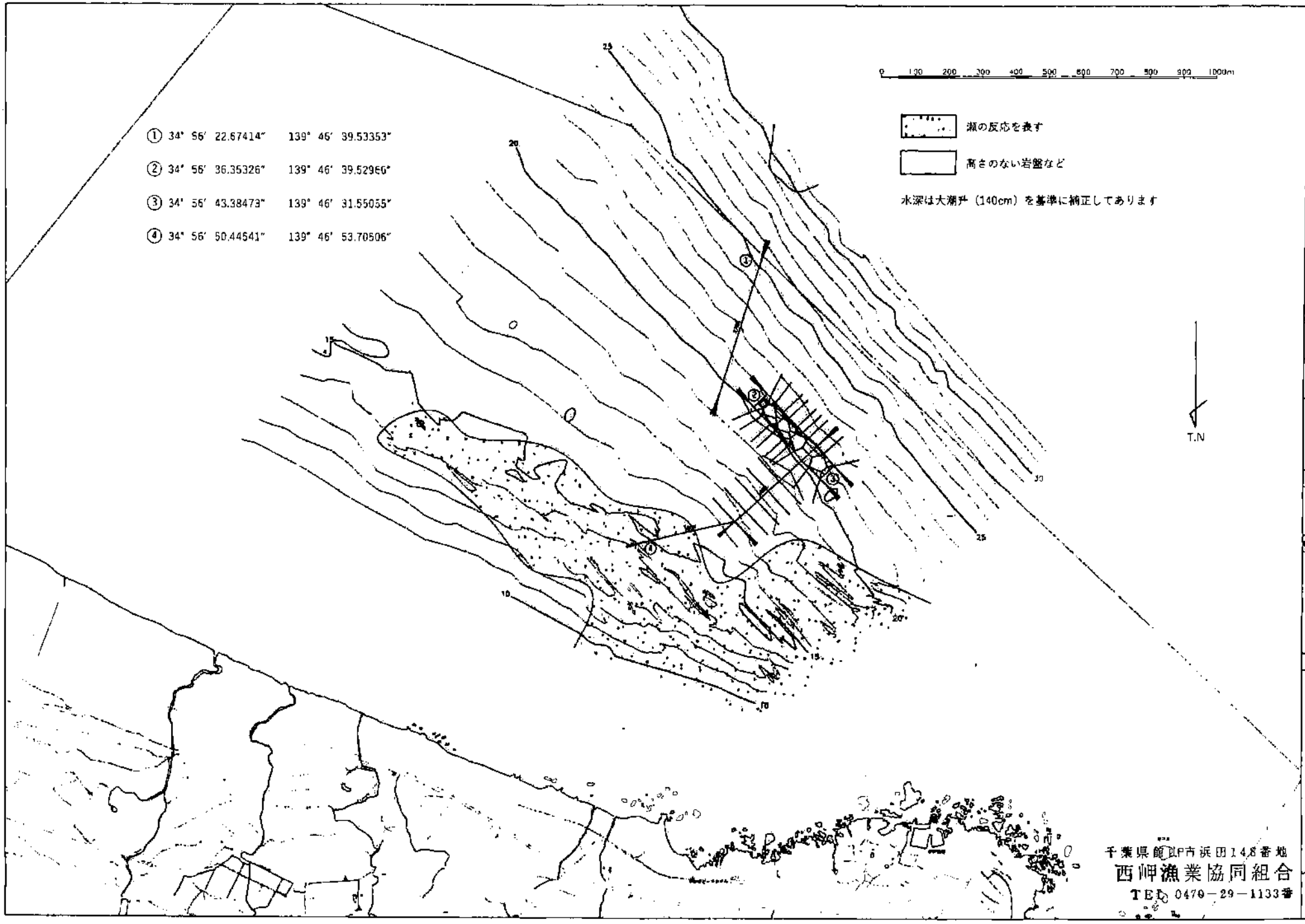
① 34° 56′ 22.67414″ 139° 46′ 39.53353″
② 34° 56′ 36.35326″ 139° 46′ 39.52960″
③ 34° 56′ 43.38473″ 139° 46′ 31.55055″
④ 34° 56′ 50.44541″ 139° 46′ 53.70506″
0 100 200 300 400 500 600 700 800 900 1000m
瀬の反応を表す
高さのない岩盤など
水深は大潮干（140cm）を基準に補正してあります
T.N
千葉県館山市浜田148番地
西岬漁業協同組合
TEL 0470－29－1133番
2023.11.21測量
海底測深図
1/10000
株式会社 こがね水産
伊戸漁場

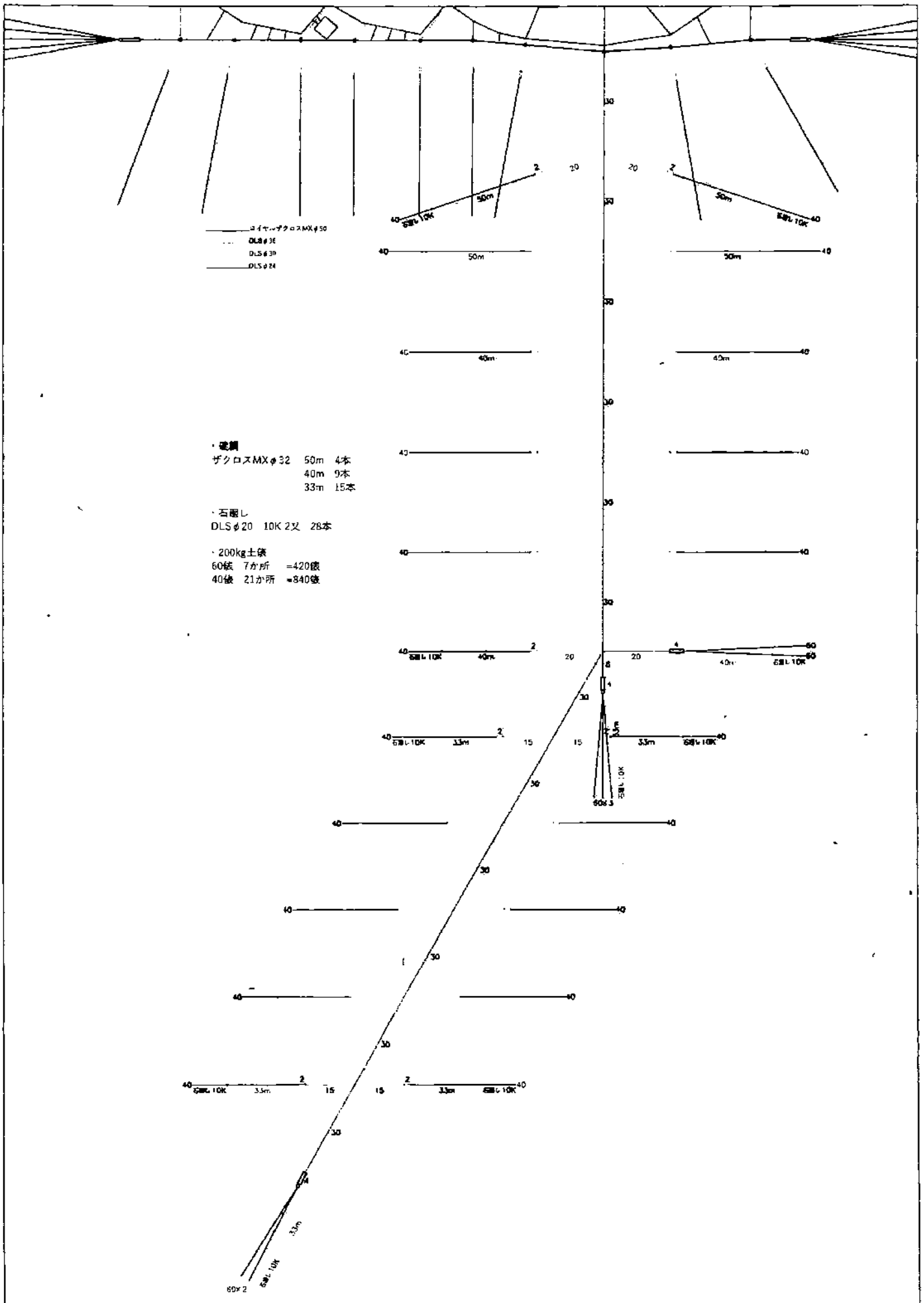

客先名	こがね本産	種類	護道網	図面枚数		納期		担当課	担当者	設計	製図	図番	版図
漁場名	伊戸漁場		側図面										

同　　意　　書

令和７年６月20日付、貴組合から申出のあった共第29号に係る小型定置漁業の漁具設置については、同意します。

令和７年６月20日

西岬漁業協同組合　代表理事組合長　殿

住　所　　館山市船形1452番地
組合名　　館山漁業協同組合
　　代表理事組合長　鈴木久雄　㊞

住　所　　館山市波左間1012番地
組合名　　波左間漁業協同組合
　　代表理事組合長　黒川　滋　㊞

小型定置漁業漁具設置協議書

令和 7 年 6 月 13 日

千葉海区漁業調整委員会
会長　石井　春人　様

南房総市千倉町千田１０５２番地６
東安房漁業協同組合
代表理事組合長　佐藤光男

共同漁業権共第３８号における小型定置漁業の漁具設置について、下記のとおり協議します。

記

1	漁業権番号	共第３８号
2	漁業種類	あじ小型定置漁業
3	漁獲物の種類	あじ、さば、いさき他
4	協議期間 （１年以内）	令和７年１０月１５日から令和８年９月１５日まで
5	事業計画の概要	別紙、事業計画書のとおり
6	漁具位置図	別紙、漁具位置図のとおり
7	漁具設置図	別紙、漁具設置図のとおり

※事業計画の概要（P92～93）については、事業者の当該事業に関する情報に該当するため、本資料から省略しています。

小型定置（和田小網）張立位置図

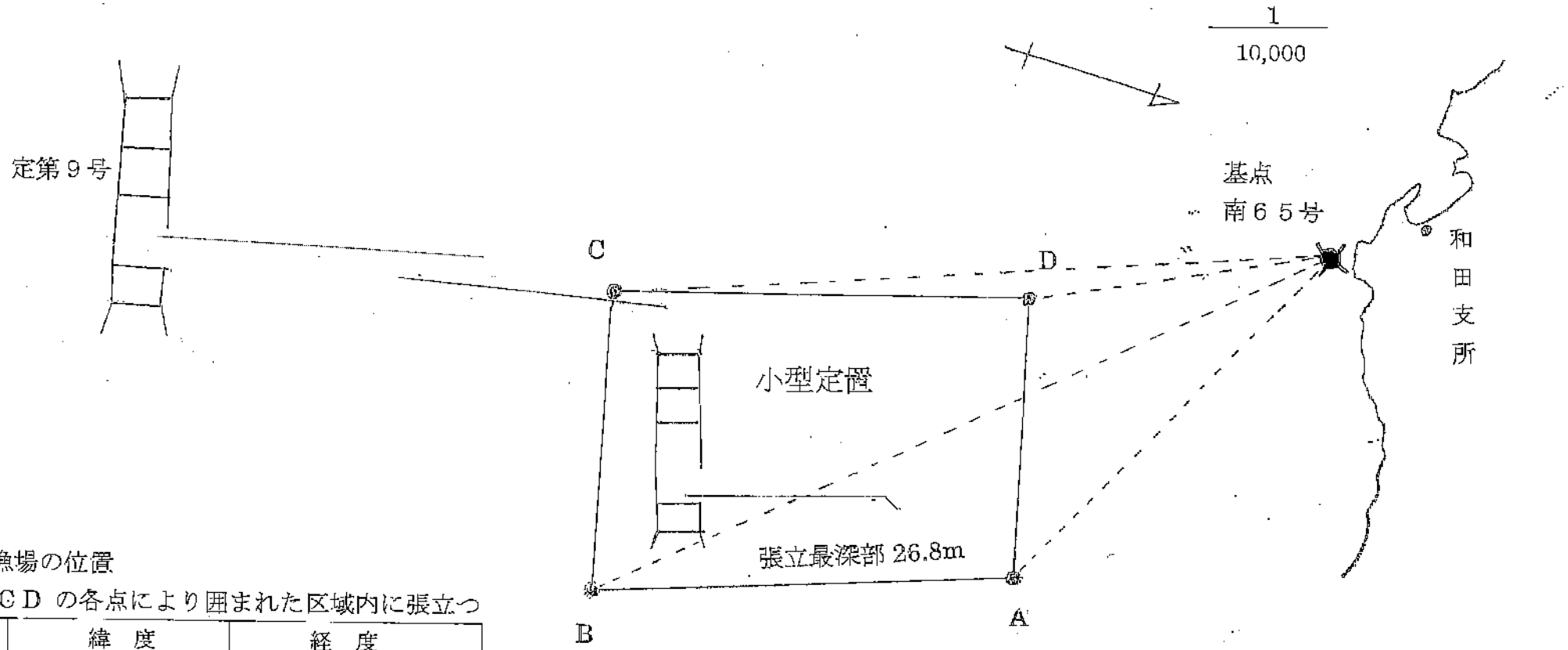

◦ 漁場の位置

ＡＢＣＤ の各点により囲まれた区域内に張立つ

	緯　度			経　度		
	度	分	秒	度	分	秒
A	35	2	4.4465	140	1	52.4386
B	35	1	37.8801	140	2	21.9798
C	35	1	20.7756	140	1	51.8955
D	35	1	47.3185	140	1	23.6316

側 張 図　（和田小網）

（表示：ヒロ）

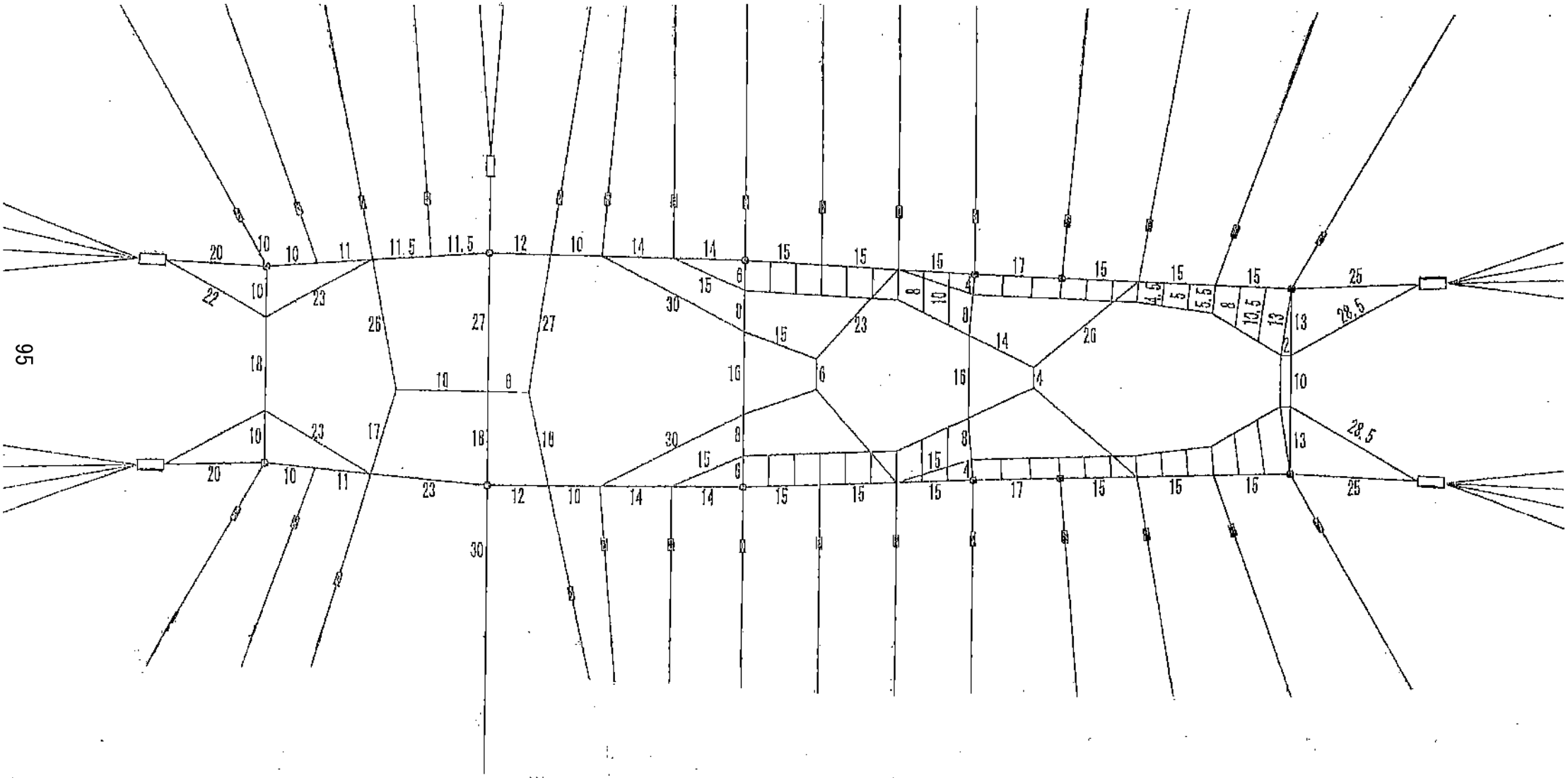

掛 出
460m

同　　意　　書

令和７年６月２日付けで、貴組合から申出のあった共第３８号に係る小型定置漁業の漁具設置については、同意します。

令和７年６月13日

東安房漁業協同組合代表理事組合長　様

住　所　千葉県鴨川市磯村137番地2
組合名　鴨川市漁業協同組合
代表理事組合長　代表理事組合長 松本ぬい子

住　所　千葉県館山市船形1,452番地
組合名　館山漁業協同組合
代表理事組合長　代表理事組合長 鈴木久雄